

「市民みんなの道標」
～未来につなげるまちづくり計画～



みんなで創った「^{みちしるべ}道標」への思い

このたび、『市民みんなで幸せを実感できるまち』を基本理念とする「市民みんなの^{みちしるべ}道標」を策定し、市民みんなが一人ひとりの痛みに寄り添い、一緒にみんなの幸せを創っていくまちを目指していくという「思い」を込めさせていただきました。

平成17年の合併から6年が経過するなかで、社会経済情勢や市民意識は著しく変化し、これまでの「当たり前前の幸せ」をこれまで通りの行政運営では守れない状況になっています。そのなかで、市や地域のさまざまな課題に対して皆さんの思いに寄り添える柔軟な対応を図るためには、これまでの総花的な総合計画から脱却し、明確な目標と戦略を持って実施すべき政策を選択する「経営感覚」と、市民みんなで創り、実行していく「現場感覚」に基づいた新しい計画策定が必要となりました。

今回の計画策定においては、市民の声を積極的に具体的に市政に反映するために、市民意識調査や「みんなで描く『松阪の未来』会議」などを通じて市民の皆さんの意見を幅広く聴かせていただきました。また、松阪市として各地域のさまざまな主体が自主的にまちづくりを行っていくとする基軸となる住民協議会を全地域において設立を促進するなど、市民と行政がそれぞれの立場で責任を持って役割を果たしながら、これまで以上に緊密に連携したまちづくりを行っていく仕組みづくりを進めています。計画策定における過程から今後の計画の実行まで、市民と行政が緊密な連携を行っていき、「市民みんなで」魅力ある松阪を創りあげ、「市民みんなで」幸せを実感していくという覚悟を示す計画書として今回の「市民みんなの^{みちしるべ}道標」の意義があります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見等をいただきました、市民の皆さんをはじめとした関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、これから皆さんとともに「^{みちしるべ}道標」を着実に歩いていけることを心から期待しております。



平成23年6月

松阪市長 山中光茂

みちしるべ
「市民みんなの道標」～未来につなげるまちづくり計画～ 目次

基本構想

1	松阪市の未来の姿	9
1-1	松阪市の将来像	9
1-2	将来像を実現するための6つのキーワード	10
1-3	将来像の目標達成年度	11
2	松阪市の現況と予測	12
2-1	市民のニーズ	12
2-2	松阪市の将来人口	12
2-3	税財政の見通し	13
3	松阪市の課題	14
4	政策の一覧	15
単位政策1	医療・福祉	16
単位政策2	子育て・教育	17
単位政策3	連携と交流	19
単位政策4	産業振興	21
単位政策5	生活・環境	22
単位政策6	行政経営	24
地域政策	個性ある地域づくり	25
5	計画の進行	26
5-1	総合計画の目的と役割	26
5-2	総合計画の構成と計画期間	27
5-3	市政運営のあり方	29

基本計画

単位政策1	医療・福祉	34
施策1-1	救急医療	34
施策1-2	病院経営（市民病院）	36
施策1-3	健康づくり	38
施策1-4	地域福祉	40
施策1-5	高齢者福祉	42
施策1-6	障がい者福祉	44
単位政策2	子育て・教育	46
施策2-1	子育て支援	46
施策2-2	保育園・幼稚園	48
施策2-3	学校教育	50
施策2-4	青少年育成・生涯学習	52
施策2-5	人権教育	54
施策2-6	文化振興	56
施策2-7	スポーツ振興	58
施策2-8	学校給食	60

単位政策 3	連携と交流	62
施策 3-1	地域自治活動および市民活動	62
施策 3-2	人権の尊重	64
施策 3-3	男女共同参画社会の形成	66
施策 3-4	地域公共交通	68
施策 3-5	観光・交流	70
施策 3-6	都市計画	72
施策 3-7	景観づくり	74
単位政策 4	産業振興	76
施策 4-1	農業	76
施策 4-2	林業	78
施策 4-3	水産業	80
施策 4-4	商工業・企業立地	82
施策 4-5	雇用・勤労者福祉、消費生活	84
施策 4-6	競輪	86
単位政策 5	生活・環境	88
施策 5-1	交通安全	88
施策 5-2	防災	90
施策 5-3	消防・救急・救助	92
施策 5-4	防犯	94
施策 5-5	環境	96
施策 5-6	資源循環型社会	98
施策 5-7	道路・河川	100
施策 5-8	住宅・公園	102
施策 5-9	上水道および簡易水道	104
施策 5-10	下水道	106
単位政策 6	行政経営	108
施策 6-1	行政システムの確立	108
施策 6-2	人材育成	110
施策 6-3	広報広聴	112
施策 6-4	情報公開および個人情報保護	114
施策 6-5	自主財源の確保	116
地域政策	個性ある地域づくり	118
松阪地域（本庁管内）の未来の姿		118
嬉野地域の未来の姿		120
三雲地域の未来の姿		122
飯南地域の未来の姿		124
飯高地域の未来の姿		126

附 属 資 料

1	総合計画策定の経緯	133
2	松阪市総合計画審議会	134
3	みんなで描く「松阪の未来」会議	139

松 阪 市 民 憲 章

わたしたちのまち「松阪」は、美しい自然、豊かな歴史と文化のあるまちとして発展してきました。わたしたちは、自由と平和を愛し、松阪市民であることに誇りと責任をもって、かがやく未来と住みよい郷土を築くため、ここに市民憲章を定めます。

わたしたちは、

- ・ 緑と水と空、このかけがえのない自然を大切にし、未来に引き継ぎます。
- ・ 郷土を愛し、歴史と文化のかおり高いまちをつくります。
- ・ 健康で明るく、安心して暮らせるまちをつくります。
- ・ 産業を育て、世界にはばたく希望と夢のもてるまちをつくります。
- ・ おたがいの信頼と協力をきずなに、笑顔があふれるまちをつくります。



松阪市の花 ヤマユリ

基本構想

1 松阪市の未来の姿

1-1 松阪市の将来像

市民みんなが一人ひとりの痛みを寄り添い、
一緒にみんなの幸せを創っていくまちを目指して、

将来像を

《 市民みんなが幸せを実感できるまち 》

とします。

松阪市は、広大な市域の中に多様な自然環境、文化、産業が蓄積し、そのなかには、そこに住む人々のさまざまな暮らしが息づいています。これらを育む人々が等しく幸せで快適に生活できることは、人や地域に活気が満ちあふれ、やがて松阪市の発展に結びつくものと考えます。これからの松阪市の発展には、それぞれの地域に内在する「地域の発展力」はもとより、市民一人ひとりが、松阪に住む人々すべてを幸せにしていきたいと願い、行動する「市民の幸せ力」が欠かせません。人はそれぞれ生き方や考え方を持ち、個々に文化を育んでいます。そのような人々が松阪という地に集い、みんなが幸せに暮らしていくためには、人それぞれの個性を理解しあい、幸せも痛みも分かちあっていくことが必要です。

また、だれもがまちに愛情をそそぎ、次の世代に自信を持って松阪の素晴らしさを伝えていくためには、市民それぞれが松阪について自分たちのこととして真剣に考え、行動し、だれもが幸せで過ごしやすい地域を目指してつくりあげていかなければなりません。そのためには、行政が主体となったまちづくりから、市民すべてが「みんなでやろう」という意識を持ち、市民と行政が連携したまちづくりを行わなければなりません。

そこで、市民が一人ひとりの「痛み」を理解しあい、そしてみんながともに市民すべての「幸せ」を願いながら、新しい松阪の素晴らしさを創りあげていくことを目指して、松阪市の将来像を 《 市民みんなが幸せを実感できるまち 》 とします。

1-2 将来像を実現するための6つのキーワード

まちの将来像を実現するためのキーワードは次の6つです。

○『いのちや痛み』

人のいのちや痛みに関わることを最優先にするまち

→ だれもが生涯を健康で素敵に暮らしていけるよう、いのちや痛みに関わる政策を何より最優先に実行します。

いのちや痛みの現実に真剣に向きあうまち

→ いのちや痛みの現実に向きあって、市民が生涯を安心して健やかに生活できるまちづくりを進めます。

○『子どもの未来へ』

子どもの未来への責任をしっかりと負えるまち

→ 「子どものいのち」を守ることの大切さを市民みんなで共有し、安心して産み育て、子どもの未来をまち全体で支える仕組みをつくりまします。

次の世代を支える子どもの未来へ積極的な投資をするまち

→ 幸せや喜びを感じ、活気があって夢や希望が持てるまちを目指して、次の世代を育てる教育や子育てに積極的な投資をします。

○『みんなで一緒に』

みんなで一緒に汗を流してみんなの声で創っていくまち

→ 市民が手を取りあってまちづくりを進めていくとともに、それぞれの地域において「市民の声」が反映される仕組みづくりを進めます。

みんなで作る松阪らしさのあふれるまち

→ 松阪の歴史や文化を感じ、市民とともに地域外の人からも愛されるような、「松阪らしさ」のあるまちづくりを進めます。

○『輝く地域に』

松阪の「暮らし」を支える地域の産業を守り育てるまち

- 私たちの暮らしを支える地域の産業を育成し、まちの活力を高め、松阪らしいにぎわいと活気があふれるまちを築きます。

地域の特色を生かして魅力を引き出すまち

- 地域それぞれが持っている特色を生かして、地域の魅力を引き出すまちづくりを進めます。

○『心がうるおう環境を』

人の心がうるおう環境につつまれるまち

- 当たり前にある身近な環境が、次の世代まで心がうるおう素敵な環境になるよう、市民と行政が一体となって保全と創造に取り組みます。

市民の当たり前の生活が守れるまち

- 市民の当たり前の生活を守るため、市民の安全で快適な暮らしを支える基盤の整備を進めます。

○『現場の声を』

多様な声をしっかりと聴くまち

- 市民や地域の「小さな声、少ない声」を積極的に聴き、それらを市政運営にしっかりと反映させるための体制を築きます。

市の方針や情報を市民みんなにしっかりと届けるまち

- 行政の透明性を高めるとともに、市民のまちづくりに対する関心を高め、その取り組みが円滑に進むよう、市政情報を市民に分かりやすく積極的に提供します。

1-3 将来像の目標達成年度

松阪市の将来像を達成する目標年度を、

概ね10年先の **平成32年度** とします。

2 松阪市の現況と予測

2-1 市民のニーズ

市民ニーズによる政策の優先順位

優先順位	政策の項目
1	交通安全対策（3）
2	雇用・勤労者対策（4）
3	防災対策（2）
4	公共交通の整備（8）
5	防犯対策（1）
6	保健・医療の推進（13）
7	商業の振興（18）
8	市街地・拠点等の整備（17）

※重要度が高く、満足度が低い項目
（ ）内は前回（平成 17 年）調査時の順位

「松阪市民意識調査」*では、市民の生活に関わりのある 32 項目の政策または事業について、政策の重要度および満足度を調査し、それをもとに市民ニーズの優先順位を設定しています。

それによると、交通安全対策・防災・防犯など、安全・安心に関する政策へのニーズは、平成 17 年の前回調査時から引き続いて高くなっています。また、近年の経済状況から雇用や経済対策に関する項目が高くなっているほか、中心市街地の大型店舗閉店などに起因した危機感から、商業振興や市街地整備へのニーズが前回調査時より高まっています。

2-2 松阪市の将来人口†

わが国は人口減少時代に突入し、総人口は平成 22 年から平成 32 年にかけて 4.5% 減少するものとみられます‡。少子高齢化の進展は著しく、年少人口（15 歳未満）は 10 年間で 19.9%減少するなか、老年人口（65 歳以上）は 22.0%増加すると予測されています。

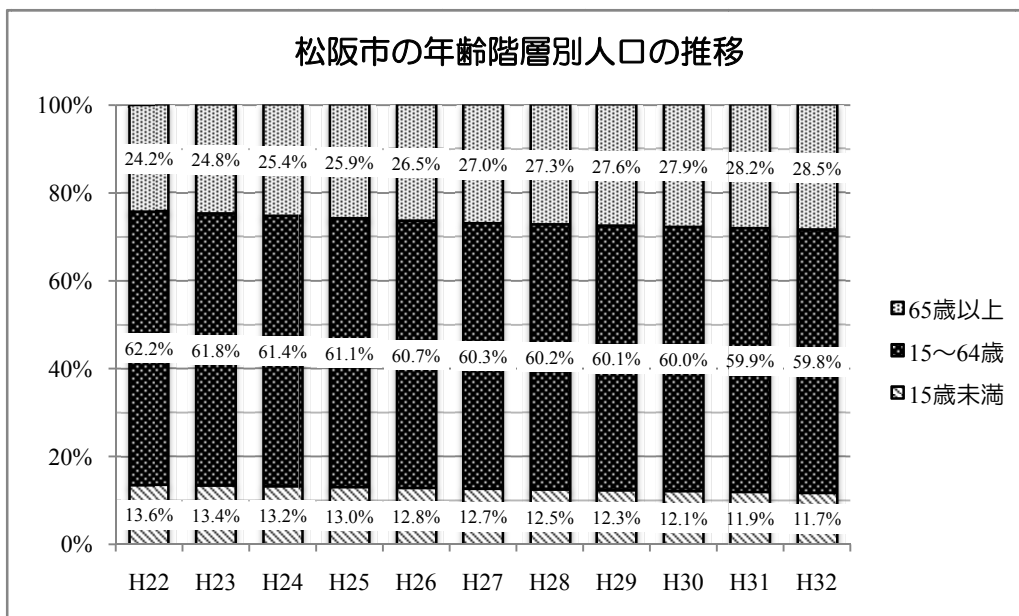
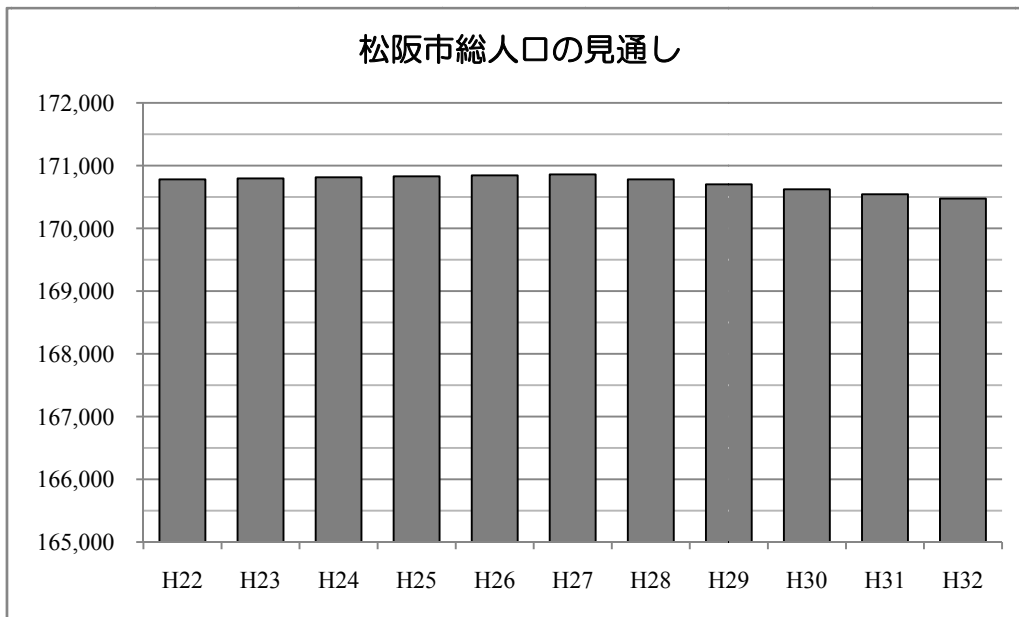
一方、本市においても全国と同様に少子高齢化が進み、年少人口は 10 年間で 16.0% 減少し、老年人口は 14.7%増加するものと見込まれます。その結果、平成 32 年には年少人口が総人口の 11.7%、老年人口が総人口の 28.5%となると予測されます。また、これまで増加傾向にあった総人口は近年横ばいの状況にありますが、平成 32 年にはおよそ 170,500 人と予測され、今後は緩やかな減少へと転じるものとみられます。

管内別にみると、近年の宅地開発等の影響により、嬉野および三雲管内では人口の増加が著しい状況にありますが、本庁および飯南・飯高管内では人口の減少が進んでいます。とくに飯南・飯高管内では老年人口が占める割合が非常に高く、住民の高年齢化と過疎化への対応が求められています。

* 総合計画の策定にあたり、市民のニーズや今後のまちづくりに向けた意見・要望を把握する目的で平成 21 年 9 月に実施。市内在住の 15 歳以上 3,000 人を対象とし、回収率 50.2%。

† 推計にあたっては、平成 22 年 10 月 1 日時点の住民基本台帳および外国人登録原票をもとにしています。

‡ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（平成 18 年 12 月推計）」より。



2-3 税財政の見通し

今後、働く世代の人口減少が予測されることで、税収の減少が懸念される一方、高齢者の増加という人口構造の変化により、社会保障費が増加していくことが予想されます。

また、平成24年度から平成26年度には、退職手当のピークがあること、市町村合併による特例措置である普通交付税の合併算定替が終了し、普通交付税額が大幅に減額されると予想されること、特別会計である国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金の増加、公共施設の耐用年数の経過による維持修繕費の増加などにより、松阪市の財政は厳しくなっていくと見込んでいます。

3 松阪市の課題

本市の現状と予測のほか、市民意識調査や各地区地域審議会、「みんなで描く『松阪の未来』会議」、地域懇談会などを通じて寄せられた市民の声から、松阪市の将来像の実現に向けた本市の課題は次のとおりです。

安全・安心な社会環境の整備

市民意識調査においては、交通安全・防災・防犯など、市民の安全・安心に関わる政策への優先度が高くなっています。すべての市民が安心して健やかに生活できる環境を確保するため、災害や犯罪から市民を守るための体制を築くとともに、地域の実情に応じた都市基盤・生活基盤の整備を進める必要があります。また、地域の身近な防災・防犯には、地域に住む人々が連携して取り組む必要があります。

地域を輝かせる産業の振興

近年の社会経済状況の悪化により、市民意識調査においても、雇用や商業など産業に関する政策へのニーズが高まっています。市民の安定した生活を支える産業を育成するとともに、地域資源を活用した地域産業の振興に取り組むことにより、地域それぞれが持っている個性を生かした「地域らしさ」のあるまちづくりを進め、まちの元気を生みだすことが求められています。

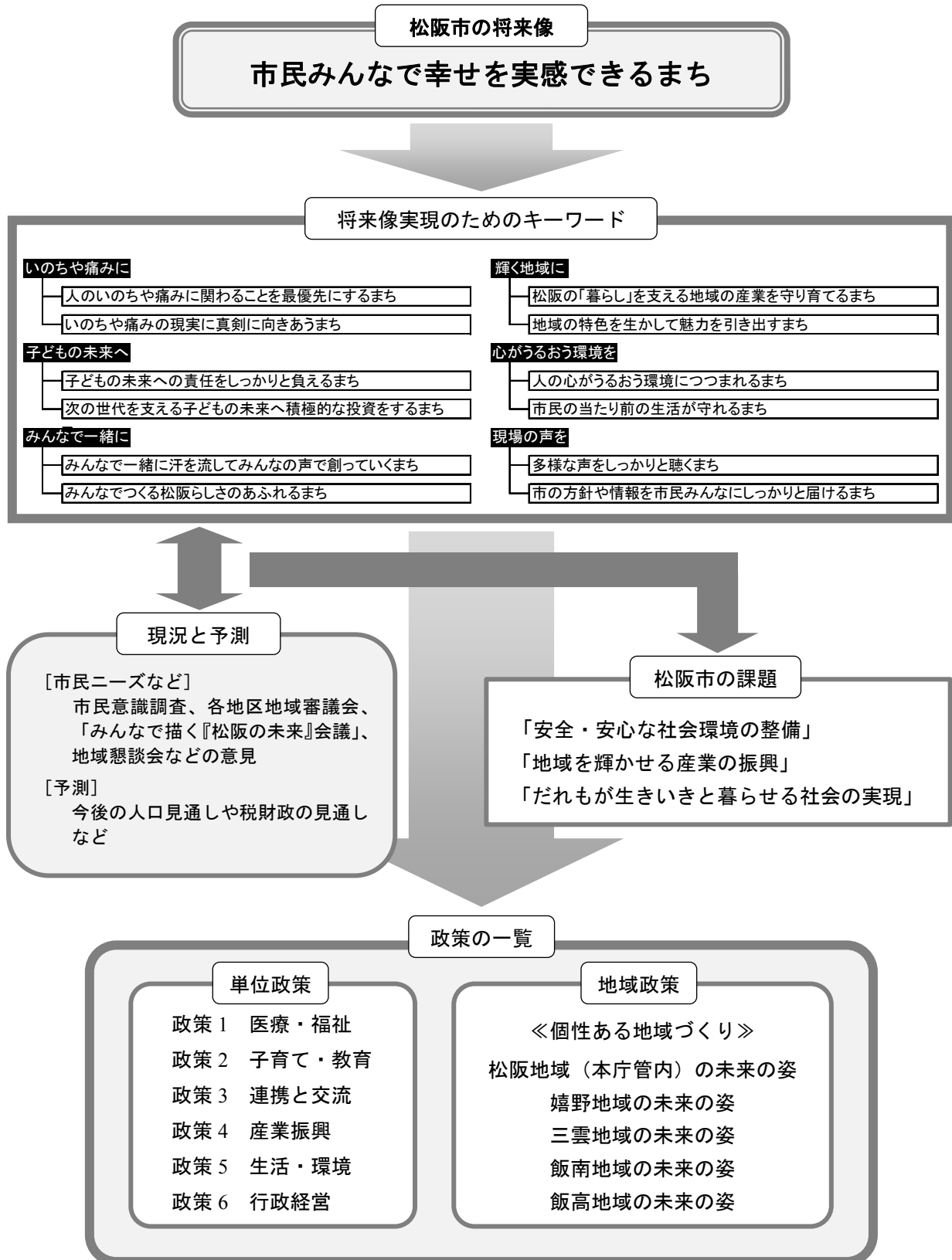
だれもが生きいきと暮らせる社会の実現

高齢社会を迎えるなか、健康・医療に対する市民のニーズは依然と高いことから、だれもが生涯を健康で生きいきと暮らせるよう、健康増進や医療の充実に向けた取り組みが必要となっています。

また、子育てへの支援や高齢者、障がい者への福祉を充実させるとともに、地域で支えあうことができる体制が求められています。そして、将来を担う子どもを育てるため、質の高い教育を受けることができる教育環境をつくる必要があります。

4 政策の一覧

松阪市の将来像の実現に向けて、実現のためのキーワードと課題から、取り組むべき政策を、[単位政策（6分野）]と[地域政策]に整理しました。



単位政策 1 医療・福祉

—いのちや痛みに関わることを大切にするまちづくり—

この政策の目標

生活環境の向上や医療技術の進歩などにより平均寿命が延び、日本は世界有数の長寿国になっています。この長寿社会において子どもからお年寄りまですべての人々が生涯を安心して健康で楽しく暮らしていけるように、保健・医療・福祉の充実を図り、日本一「いのち」を大切にするまちづくりを目指します。

政策の展開

1-1 救急医療

救急医療体制の維持とともに、身近な地域で救急医療が利用できる体制の充実により、市民が安心して生活できる社会を目指します。

1-2 病院経営（市民病院）

大規模災害発生時には公的病院としての役割を担うなど、政策医療機関としての役割を推進していきます。また、高度かつ適正な医療を提供するとともに、健全な病院経営に取り組み、市民のいのちを守る病院づくりを目指します。

1-3 健康づくり

健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めていくとともに、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。

1-4 地域福祉

市民のだれもが住み慣れた地域で、自分らしく尊厳を持って、それまで培ってきた役割や関係を維持しながら、幸せに暮らし続けていける社会の実現を目指します。

1-5 高齢者福祉

高齢者が生きがいを持って安心して生活できるように自立を支援し、介護予防などに取り組むことで福祉増進を目指します。

1-6 障がい者福祉

障がいのある人もない人も、地域でその人らしく生きいきと自立した生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりの実現を目指します。

単位政策2 子育て・教育

—日本—子育てと子育てができるまちづくり—

この政策の目標

子どもたちが松阪を愛する気持ちを持ち、次の世代の松阪をより素敵に彩ってもらうためにも、「日本—子育てがしやすいまち」「日本—子育てができるまち」を目指していきます。

子どもの成長を支える子育てを支援し、学校教育においては確かな学力と豊かな心を育む教育を推進していきます。また、健康・競技・娯楽としてのスポーツ環境の充実や、市民が集い、学びあえる環境を充実していくとともに、郷土の多様な芸術・文化に触れることができる環境づくりを進めていきます。

政策の展開

2-1 子育て支援

安心して子育てができ、子育ての楽しさを実感できるような社会を構築し、次世代を担う子どもたちが地域の中で健やかに育つことができる環境を実現します。

2-2 保育園・幼稚園

保育園・幼稚園における保育サービスや就学前教育などを充実させ、子どもが健やかに育ち、育成される環境を整えていきます。

2-3 学校教育

学校と地域が互いに連携し、子ども一人ひとりに応じた指導を進め、基礎と基本を身につけさせるとともに、創造性を伸ばす取り組みを進めていきます。

2-4 青少年育成・生涯学習

次世代の担い手である青少年が豊かな社会性を備え、心身ともに健全に成長するよう、健全育成活動の促進と環境整備を推進します。また、生涯にわたって学習活動ができるとともに、その学習した成果を生かすことのできる環境づくりを推進します。

2-5 人権教育

松阪市に住むすべての子どもたちが、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができるよう、学校、保護者、地域や関係機関、NPO 等が協力して、人権文化にあふれる学校づくりの実現を目指します。

2-6 文化振興

長い伝統の中で洗練されてきた独自の文化・芸術を再発見、再認識し、それらの保存・活用を通じて、市民の文化に対する自信と誇りにつながる取り組みを進め、新しい松阪の文化・芸術の創造を目指します。

2-7 スポーツ振興

競技スポーツから軽スポーツまで、市民がそれぞれのライフステージにおいて、個々の能力や年齢に応じて気軽に親しめる多様なスポーツの振興を図ります。

2-8 学校給食

安全・安心な学校給食を充実させていくことで、児童生徒が適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深めていきます。

単位政策3 連携と交流

—市民とつくるまちづくり—

この政策の目標

個性豊かなそれぞれの地域で、だれもが安心して住み続けることができ、誇りのもてる美しく快適なまち並みを創出できる「まち」であるため、それぞれの地域の特性や声を生かすことのできる絆を形成し、市民とともに次世代に伝えていける魅力ある「松阪のまちづくり」を目指します。

また、すべての人が安心して幸せに暮らすことができ、そして、元気で魅力あるまちづくりを行うため、市民、地域の各種団体、NPO、民間企業などと行政が連携して取り組んでいきます。

政策の展開

3-1 地域自治活動および市民活動

それぞれの地域において身近な地域課題を解決し、地域の個性を生かしたまちづくりを行うための組織である住民協議会の設立を促進するとともに、設立された住民協議会と協働して個性的で活力あるまちづくりを進めます。また、市民が主役となったまちづくりを実現するため、市民活動団体が活動しやすい環境を整備します。

3-2 人権の尊重

市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して幸せに暮らすことができる真に豊かな社会の実現を目指します。

3-3 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりが男女共同参画社会についての理解を深め、女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

3-4 地域公共交通

地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通システムを実現し、地域公共交通のネットワーク化と利便性の向上を目指します。

3-5 観光・交流

自然や歴史・文化、食を基軸とした地域の特色を生かし、観光客の誘致を行うとともに、それぞれの都市が持つ魅力を生かした都市間の交流を進めることで、松阪市の魅力や活力を高め、人と人との交流を促進します。

3-6 都市計画

松阪市の魅力を次世代に伝えていくため、地域の特性を生かした安全・安心な都市政策を進め、松阪市の新たな歴史の1ページとなる都市づくりを目指します。

3-7 景観づくり

松阪らしい歴史文化的景観や自然環境を保全し、それらを生かしたまちづくりを行っていくため、景観に対する市民の意識を高め、景観計画に基づく魅力ある景観のまちづくりを行っていきます。

単位政策4 産業振興

—市民や地域のいのちを支える産業を育てるまちづくり—

この政策の目標

地域の産業は市民の暮らしの支えであり、個性ある地域の活力の源であることから、多様で豊富な資源を生かした地域産業を育成するとともに、市民の豊かな生活を守り、活力あるまちづくりを行っていくために、「市民や地域のいのちを支える産業を育てるまち」を目指します。

政策の展開

4-1 農業

効率的かつ安定的な基盤整備を進めるとともに、地域の特産物の振興や担い手の育成など、地域の特色を生かした農業を推進します。

4-2 林業

膨大な森林資源を有効に活用するため、生産・木材利用・環境の3つの柱で、適正な森林管理や安定した原木供給に向けた取り組みを推進します。

4-3 水産業

生産・経営基盤の安定化を図り、担い手の育成や施設整備を進めるとともに、つくり育て管理する漁業を推進します。

4-4 商工業・企業立地

商業活性化の推進と市場機能の充実を図るとともに、人材育成や産業集積など、地域産業の魅力づくりを図ります。

4-5 雇用・勤労者福祉、消費生活

すべての勤労者が生きがいを持って働ける労働環境を目指して、雇用の支援と環境整備を進めます。また、消費生活の向上と安定に向けた相談や啓発を行い、市民が安心して消費生活を送ることができるまちづくりを進めます。

4-6 競輪

自転車競走（競輪）の開催を通じて、幅広い世代が楽しめる魅力的で集客力のある競輪場づくりに取り組みます。

また、業務の効率化などにより収益の増進を目指します。

単位政策5 生活・環境

—うるおいある快適なまちづくり—

この政策の目標

市民が安心して快適な生活を送り、美しい魅力ある生活環境を次の世代につないでいくために、事故や災害、犯罪を未然に防いで被害を最小限に抑えるとともに、市民と行政が連携して環境にやさしい取り組みを実践することで、市民のいのちを守り、安全と快適を確保した「うるおいある快適なまち」を目指します。

政策の展開

5-1 交通安全

市民の生命、身体および財産を守るため、交通安全意識の高揚、交通ルールの遵守とマナーの向上に取り組み、交通死亡事故および負傷者数の減少を目指します。

5-2 防災

市民の生命、身体および財産を守るため、都市基盤や防災設備の整備を進め、総合的かつ計画的な防災対策と防災危機管理体制を充実します。

5-3 消防・救急・救助

市民の生命、身体および財産を守るため、複雑・多様化するさまざまな災害に対応するとともに、災害による被害を最小限に抑え、消防組織の基本理念である市民の「安全・安心」の確保を目指します。

5-4 防犯

「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」、安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

5-5 環境

市民や行政、企業などが連携・協力して積極的に環境保全に取り組むとともに、新エネルギーの利用等により良好な自然環境の形成を目指します。

5-6 資源循環型社会

ごみの適正な処理やリサイクルを推進し、3R^{*}の実践などを通じて、ごみの減量と資源化への取り組みを進めます。

5-7 道路・河川

自然災害や交通災害からいのちを守り、市民が安全で快適な生活を送ることができる都市づくりを進めます。

5-8 住宅・公園

公営住宅の適正な維持管理を行うとともに、スポーツ・レクリエーションのための公園を整備することで、快適な住環境づくりを推進します。

5-9 上水道および簡易水道

水道施設や管路の耐震化などの整備を進め、給水体制の充実化を図ることで、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

5-10 下水道

下水道の整備を促進し、汚水の適切な処理により快適な環境をつくとともに、浸水被害を防止して市民の安全・安心な生活につなげます。

* 廃棄物の削減のためのキーワード。リデュース（発生抑制、Reduce）、リユース（再使用、Reuse）、リサイクル（再資源化、Recycle）の頭文字をとった言葉。

単位政策6 行政経営

—市民目線の行政経営—

この政策の目標

社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確にとらえ、効率的・効果的な行政運営の仕組みをつくり、「市民の目線」を起点とした行政経営を目指します。

また、市民や地域の声を積極的に聴くとともに積極的な情報提供と情報公開に取り組んでいきます。

政策の展開

6-1 行政システムの確立

時代に応じた効率的で効果的な行政運営のシステム（仕組み）を確立し、持続可能な行政経営を目指します。

6-2 人材育成

本市が目指す職員像である「しあわせ創造型職員」の実現に向け、職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを目指します。

6-3 広報広聴

市民が市政に参加できる機会を保障し、多様な市民の意向を市政運営に反映できる体制の強化に取り組みます。

また、市民と行政の双方が積極的に情報を交流できる仕組みづくりに取り組みます。

6-4 情報公開および個人情報の保護

積極的な情報提供と情報公開を推進し、市政への市民参加・参画を進め、市民との協働・連携のまちづくりの実現に取り組みます。

また、自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求による自己情報コントロール権を保障し、個人の権利利益の保護を積極的に推進します。

6-5 自主財源の確保

市の財政運営の健全性を確保するため、公平かつ適正な課税を行い、市税等の徴収体制の強化や、遊休未利用地の売却などにより、自主財源の安定的な確保に取り組めます。

この政策の目標

本市は平成 17 年 1 月に合併し、東西に長く伸びた広大な市域を有しています。合併から 6 年が経過し、地域の多様性が増すとともに、地域のニーズや課題も多様化しています。地域の身近な課題は、地域住民が主体となって解決していくことが求められています。

それぞれの地域においては、人々の生活の中で育まれ伝えられてきた地域固有の歴史や文化、伝統があります。これらは市民が共有する財産であり、それらを正しく理解するとともに、次の世代に伝えていく責務があります。合併したからこそ、「松阪のさまざまな魅力が生まれた」と感じられるように、地域それぞれが持っている「地域らしさ」を生かし、個性あふれる地域の未来の姿を創造します。

地域の未来の姿

1 松阪地域（本庁管内）の未来の姿

“感動とありがとう”に象徴される「心」のあるまちづくり、そして「命」を大切にすまちづくりを目指します。

2 嬉野地域の未来の姿

ぬくもりを感じるとともに、未来の子どもが自慢したくなる「ふるさと」づくりを目指します。

3 三雲地域の未来の姿

地域の多様な資源を活用することで「地域の誇り」が持てる一体感のあるまちづくりを目指します。

4 飯南地域の未来の姿

若者の定住を促進し、地域の活力を取り戻すとともに、「若者と高齢者が共存できるまちづくり」を目指します。

5 飯高地域の未来の姿

「自然と人の営みが調和し、いきいきと暮らせるまちづくり」を目指します。

* 5 地区の地域審議会にて、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、「地域の未来の姿」をテーマに地域づくりの方向性を協議した結果をもとに作成しています。

5 計画の進行

5-1 総合計画の目的と役割

これまで総合計画は、行政がまちづくりの方向性を示すとともに、さまざまな行政課題に総合的な視点から対応し、課題解決に向けて実施すべき施策を示すものとして策定されてきました。

しかし、少子高齢化にともなう人口減少時代の到来や、地震や風水害などの大規模な自然災害への対応、地球規模の環境問題への対応など、都市を取り巻く社会環境は著しく変化し、これまでの総花的な総合計画では、これらの問題への柔軟な対応が難しい状況が生じています。

そこで、今回の総合計画の策定にあたっては、構想（ビジョン）と使命（ミッション）を明らかにし、それを達成するための戦略的な計画（プラン）が必要であると考え、これまでの総花的な総合計画から、目的と手段の関係を明確にした、より戦略性を持った実効的な総合計画への転換を図ることを目的に、新しい総合計画を策定しました。

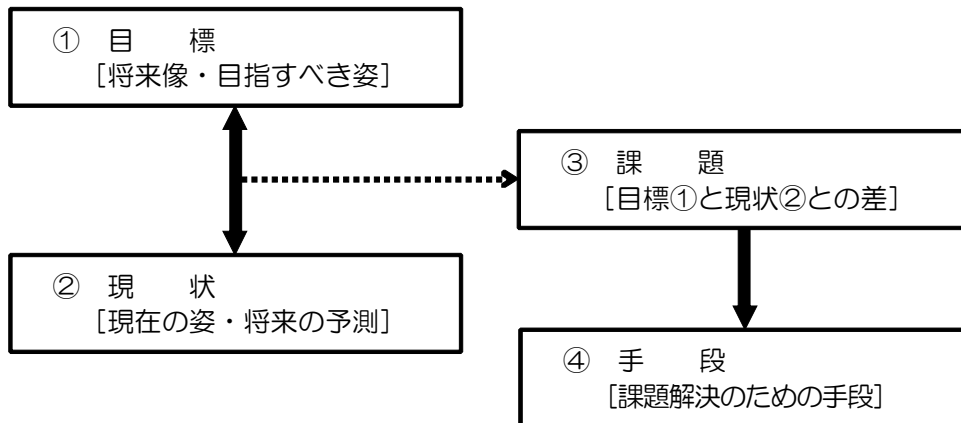
また、市民意識調査や公募市民 35 名で構成する「みんなで描く『松阪の未来』会議」の実施など、策定過程においては積極的な市民参画に努め、市民とさまざまな行政課題を共有し、市民とともにまちづくりを進めていくための指針となる総合計画とします。

5-2 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』により構成します。

(1) 構成のイメージ

基本構想および基本計画の構成イメージは次のとおりです。



※ 基本構想および基本計画では、まず目指すべき〔目標〕を設定するとともに、〔現状〕の分析を行っています。目標と現状の差から導き出されるのが〔課題〕であり、その課題を解決するための〔手段〕が、政策や施策になります。

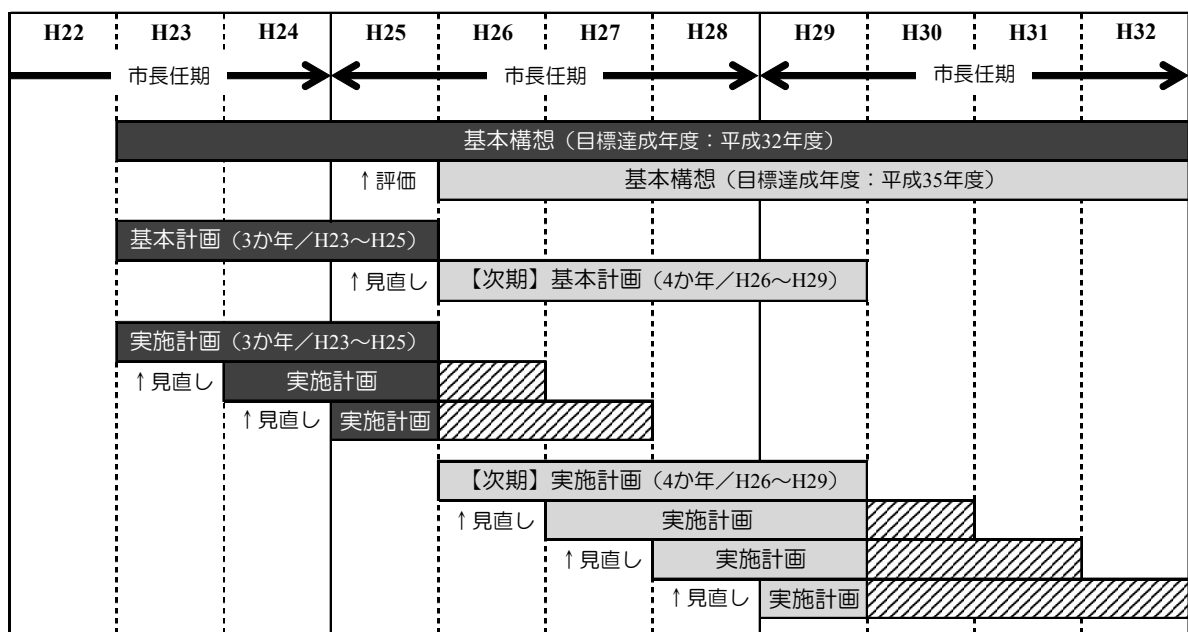
	基本構想	基本計画
①目標	松阪市の将来像として設定しています。	施策ごとに設定しています。
②現状	市民意識調査、「みんなで描く『松阪の未来』会議」での意見、今後の財政見通しなどから分析しています。	施策ごとに分析しています。
③課題	①と②の差から、3つの課題を導き出しています。	施策ごとに①と②との差から、それぞれ導き出しています。
④手段	③を解決するための手段を、単位政策と地域政策として整理しています。	③を解決するための具体的な手段を、施策の展開として明らかにしています。

(2) 役割と期間

それぞれの役割と、計画の期間は次のとおりです。

基本構想	中長期的なまちづくりの目標として、概ね10年先を想定した松阪市の未来の姿（将来像）を明らかにし、その将来像を実現するために取り組んでいく政策を、分野に分けて示しています。基本計画の見直しが行われる4年ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを図ります。
目標達成年度 ＜概ね10年＞	
基本計画	基本構想で示した将来像の実現に向け、必要な施策を体系に整理したものです。施策ごとに目標を設定するとともに、現状の分析および課題を明らかにし、その課題を解決するために取り組む具体的な内容を示しています。計画期間を市長の任期に合わせ、就任のたびに計画の見直しを図ります。
計画期間 ＜4か年＞	
実施計画	基本計画で示した施策を実行するため、基本計画の計画期間である4年間で取り組む具体的な事業を示します。毎年度の予算編成に反映させるため、毎年見直しを行います。
計画期間 ＜4か年＞	

なお、今回の計画は、市長の任期と計画の期間を合わせる目的から、基本構想は10年先の平成32年を想定し、基本計画および実施計画は平成23年度から平成25年度までの3年間とします。



5-3 市政運営のあり方

本市は厳しい財政状況のもと、多様化する行政課題に対応していく必要があり、今後は取り組むべき行政課題の優先度を明確にし、選択と集中を図るよう努めなければなりません。また、市の計画や施策、財政状況や予算に関する情報提供を求める声が高いことから、積極的に市政情報を提供し、市の説明責任を果たすとともに、行政の透明性を高める必要があります。

市民に分かりやすく情報を提供し、また市民から積極的に意見を聴く場を設け、市民の目線に立った効果的な行財政運営を進めるとともに、市民と行政が連携して新しい松阪を創りあげていけるような仕組みづくりが必要です。

そこで、次の方針に従って、

“市民目線の市政運営”

を進めていきます。

(1) 行政運営

これからの行政は、「あれもこれも」の膨張型から、「あれかこれか」の選択型の経営手腕が問われることとなります。多くの市民の満足度を高めることを目的とした「あれもこれも」よりも、多くの市民の納得度を高めることを目的とした「あれかこれか」に転換していくことが求められています。

そこで、松阪市では、市政の方向性に関わる重要な政策については、事前に必要な情報を公開したうえで地域や市民の意見を聴く意見聴取会やシンポジウムなどを開催し、市民や地域の意見を政策に反映させていきます。

そして、事業の選択と集中を行い、計画の実行と評価を繰り返し行っていくことで、施策や事業の改善を図っていきます。

(2) 財政運営

松阪市は、今後厳しい財政運営を迫られるなかで、計画の着実な実行はもとより、市税等の徴収体制の強化や、未利用地の売却・活用などにより、歳入の確保を図るとともに、一方では、経費のさらなる節減や合理化、公用・公共施設の見直し、公債費の抑制などによる歳出の抑制にも取り組み、将来世代に過度な負担を負わせることのないよう健全な財政運営を目指していきます。

(3) 地域経営

地域にも公共に対する役割と責任を負ってもらい、地域のことは地域で解決していきける地域経営のまちづくりを目指すため、住民協議会の取り組みを進め、住民協議会を中心として、地域や市民、それぞれの団体などが連携したまちづくりを行うことで、地域が納得できる地域づくりを目指していきます。そのためには、行政と住民協議会が車の両輪となって、それぞれが連携し、ともに考え、ともに決断し、ともに行動していくまちづくりを進めていきます。



松阪市の木 マツ

基本計画

(平成 23 年度～平成 25 年度)

この施策の目標

高齢化の進展や住民意識の変化などにより、救急利用が増加かつ多様化するなど医療を取り巻く環境が大きく変わっていくなかで、救急医療体制の維持とともに、市民が身近な地域で救急医療を利用できる体制の充実に努め、市民が安心して生活できる社会を目指します。

この施策の現状

- 休日・夜間応急診療所に出務可能な医師の高齢化が進んでおり、また、市内の二次救急病院においても、医師や看護師不足といった人材の確保が問題となっています。
- 平成18年の医師および看護師不足による救急医療体制の崩壊の危機に瀕した際、地区医師会、市内の二次救急病院、行政の三者による連携により危機的状況を回避し、各病院における努力が続けられていますが、依然として二次救急の医療現場は厳しい状況にあります。
- 平成19年から取り組んでいる救急医療の役割分担により、二次救急への負担は軽減できたものの、一次救急における患者数が急増し、休日・夜間応急診療所を担当する医師の負担が増えるなどの新たな課題が生じています。

この施策の課題

- 限られた医療資源を効率的に活用していく必要があることから、広く市民の理解と協力を求めていく必要があります。
- 市民の救急医療に対する要望の多様化にともない、一次救急*と二次救急†の一層の質的な充実が求められています。
- 二次救急医療は、採算性に関わらず提供されなければなりません、その財源については、公的な財政支援などの必要性について検討していく必要があります。

* 外来で診察可能な、軽症で帰宅可能な患者を対象とする救急医療（開業医、休日・夜間応急診療所）。

† 入院や精密検査を必要とする中等症の病気を対象とする救急医療（松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院）。

施策の展開

《重点施策》

○ 一次救急医療体制の充実

救急時に、市民が混乱することなく適切かつ迅速に救急医療を受けることができる体制づくりに取り組みます。

○ 医療機器と施設設備の整備

一次救急の拠点である休日・夜間応急診療所の持つ役割を考慮し、必要度に応じた医療機器の導入および更新を行い、老朽化した建物等を整備するなど、診療の充実に取り組みます。

《主要施策》

○ 関係機関との連携強化

医療環境の厳しさが増すなか、地区医師会や市内の二次救急病院などとの連携を強化し、救急医療体制の充実に取り組みます。また、休日・夜間応急診療所について、地区医師会をはじめとした関係機関との綿密な連携と協力関係を保ち、将来にわたり質の高い救急医療サービスの提供に取り組みます。

○ 救急医療の適正利用

平成 19 年から取り組んできた救急医療機能の役割分担について、必ずしも市民に浸透しきれていない状況であることから、今後も救急医療体制の維持や救急医療の適正利用を進めるため、広報活動の強化を図り、普及啓発に取り組みます。

[関連する施策]

- 施策 5-3 消防・救急・救助 (P.92)

この施策の目標

市民病院は、松阪地区医療圏における二次救急医療を含めた急性期医療を担当するほか、新型インフルエンザ等の感染症対策、大規模災害の発生時には公的病院としての役割を担うなど、政策医療機関としての役割を担っています。

今後も公立病院として高度で適正な医療を提供していくとともに、市民病院としての独自性を発揮し、継続的な病院経営基盤の強化や医療資源^{*}の充実を図り、市民のいのちを守る病院づくりを目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
医師数	42名	51名
看護師数	200名	250名

この施策の現状

- 医師不足により、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、脳神経外科等は、外来診療中心の診療体制を、また、看護師不足により、病棟閉鎖など入院患者の受け入れ体制の縮小を余儀なくされています。
- 慢性的な医師および看護師不足や医療環境の変化等などにより累積赤字が増大してきましたが、平成20年度のDPC（診断群分類包括評価）導入を契機として全職員の意識改革を進め、診療収入の増収、経費節減など経営改善に取り組んだ結果、平成21年度決算では単年度黒字を達成しました。
- 病棟建設から15年以上が経過しているため、建物設備や医療機器が老朽化しています。

この施策の課題

- 医師評価制度や看護師評価制度などを活用し、医師および看護師の確保を計画的かつ戦略的に進めていくことが求められています。
- 質の高い医療サービスを提供するため、老朽化した建物設備や大型高度医療機器等の更新を計画的に行っていく必要があります。
- 良質な医療サービスを提供するとともに、持続した健全な病院経営に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

* 医師、看護師等の人的コストや設備、薬品の使用など、物質的コストの総称。

施策の展開

《重点施策》

○ 医師、看護師等の確保

より質の高い安全安心な医療の提供に取り組むため、県内外の大学病院や看護学校への訪問等による医師および看護師の確保に取り組みます。

○ 医療機器および建物設備の整備

老朽化した大型医療機器や建物設備等を整備し、診療の充実に取り組みます。

○ 病院経営の改善

診療科別の収支状況の把握、他の病院のデータ収集、分析、比較を行い、業務遂行の目標を明確化し、病院経営の継続的な安定化に取り組みます。

《主要施策》

○ 臓器別診療の充実（センター化構想）

循環器、消化器、呼吸器、筋骨系・関節（整形外科）を中心とした診療科の医療資源を充実させるとともに、センター化による質の高い医療を提供していきます。

○ 休止病床の活用検討

松阪地区における病床機能の需給関係や医療スタッフの充足等を勘案しながら、休止病床の今後の活用方法などについて検討していきます。

○ 感染症対策の充実

指定医療機関としての役割を果たすため、新型インフルエンザなどの第二種感染症が発生した場合に備えた対策を強化していきます。

○ 地域医療機関との連携強化

地域の病院、診療所から選ばれる病院づくりに取り組むとともに、松阪中央総合病院や済生会松阪総合病院との輪番制による二次救急医療体制の維持およびその充実に取り組みます。

○ 災害時における初期救急医療体制の充実

災害拠点病院としての役割を果たすため、大規模災害などの発生時の傷病者の受け入れや、現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）の常時派遣体制を整えます。

[関連する計画]

- ・松阪市民病院のビジョン（平成 22 年度～平成 24 年度）

この施策の目標

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康寿命の延伸を目指します。また、職場や学校などと連携し、個人の取り組みである健康づくりを、地域を基盤とした活動として広げ、健康づくりの推進を図っていきます。

項目	現状（H21）	目標（H25）
40～64歳で、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合 （国民健康保険加入者の特定健康診査結果）	25.2%	30%以上
子宮頸がん検診受診率	16.3%	25%以上
乳がん（マンモグラフィ）検診受診率	18.4%	25%以上

この施策の現状

- 「新・健康まつさか21計画」の推進の一環として、ウォーキングなどの運動の普及に取り組んでいますが、広がりがみられない状況です。
- 健康づくり虹倶楽部や健康づくり嬉野Uの会など市民主体の健康づくりの取り組みが展開されていますが、全域での展開にはいたっていません。
- ピンクリボン運動*など、がん検診受診の啓発に取り組んでいますが、年々受診率は伸びてはいるものの若年層の女性の受診率が低くなっています。
- 健康診査や健康教室、相談の需要は高まっており、健康づくりの拠点である健康センターは、許容を超え、老朽化しており、ニーズへの対応が困難になってきています。

この施策の課題

- 行政主導の従来の提供型サービスだけでなく、市民や地域が力を発揮し、地域の特性を生かした健康づくり活動を支援していくことが求められています。
- 自分の体への関心を持つことやより良い生活習慣を獲得するためには、個々の取り組みだけでは実現しにくく、学校・企業などとの連携を推進する必要があります。
- 健康づくりを支援するための情報発信や交流、人材育成などの機能も求められており、ソフト事業の充実とともに保健活動拠点の確保についても再検討が必要です。

* 乳がんの早期発見に検診が大切であることを理解し、検診の受診促進を目的として行われる啓発活動。

施策の展開

《重点施策》

○ 市民の健康づくり活動の推進

平成 23 年度に新たな健康づくり計画を策定し、その取り組みを推進するとともに、既存の健康づくりの組織や住民協議会との連携を図り、地域の特性を生かした市民主体の健康づくり活動に取り組みます。

○ 女性特有のがん検診受診率の向上

若年層の女性の受診率向上を目指し、市民病院や企業、保育園などと連携した検診啓発に取り組んでいきます。また、子宮頸がん予防ワクチンは、公費負担による接種を推進するとともに、病気や検診への関心が高まるよう学校等と連携した啓発に取り組んでいきます。

《主要施策》

○ 感染症予防の推進

感染症予防の知識の普及、予防接種事業の推進、新たな感染症に対する情報収集および情報提供と備蓄品の管理等に努め、感染症の発生およびまん延防止に取り組めます。

○ 母子保健事業の推進

妊婦健康診査の拡充や妊婦相談、乳幼児の健康診査や相談、家庭訪問などの活動を展開し、子どもの心と体の健康づくりに取り組みます。

○ 健康増進事業の推進

がん検診等の受診率向上に向けた啓発に積極的に取り組むとともに、各地区で健康教室や生活習慣病予防教室、健康相談事業を行い、生活習慣の改善と疾病予防に取り組めます。

○ 保健活動拠点の確保

健康診査や教室活動、相談等の市民ニーズに対応でき、これからの市民主体の健康づくりを支援できる機能を持った保健活動拠点について検討を進めます。

[関連する計画]

・新・松阪市健康増進計画（仮称）（平成 24 年度～平成 28 年度）

この施策の目標

市民のだれもが住み慣れた地域で、地域住民やささまざまな社会福祉に関わるすべての関係者が連携・協働しながら、安心して幸せに暮らし続けていきたいという願いがかなう社会の実現を目指します。

この施策の現状

- 少子高齢化・核家族化の進展などで、これまでの地域社会や暮らしに根づく支えあい、助けあいの関係が薄くなり、認識の共有化も難しい状況にあります。
- 人にやさしいまちづくりに向けて、駅周辺の歩道などの状況の調査を行っていますが、バリアフリー化が不十分な状況にあります。
- 生活保護の受給率は、平成19年度まではほぼ横ばい状態だったものの、平成20年秋の世界的な経済悪化の影響を受けて急激な増加となり、それ以降も増加傾向となっています。

この施策の課題

- 暮らしの中のさまざまな困りごとや問題について、地域の住民一人ひとりが確認し理解する必要があります。
- だれもが安全で快適に暮らせるようバリアフリー化が不十分な箇所を洗い出し、関係機関に意見・提案していく必要があります。
- 市民のだれもが安心した生活を送るには、地域住民の支援や自立に向けた支援が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 地域福祉活動の支援

地域福祉の向上を図るため、その担い手である社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を支援します。

○ 地域福祉計画の推進

それぞれの住民協議会と連携し、地域福祉計画を推進するための支援を行います。

○ ボランティア活動の支援

地域住民の支えあいを目的とするボランティア活動の推進と、学生ボランティアや地域ボランティアの育成に取り組みます。

《主要施策》

○ 地域の見守り活動の推進

民生委員および児童委員の活動と連携して、地域の子どもたちやひとり暮らしの高齢者の見守り活動を強化していきます。

○ 交通バリアフリーの推進

だれもが安全で快適に生活できるよう、市民の視点で交通バリアフリーの点検・調査を行い、交通バリアフリー化に取り組みます。

○ 福祉意識の高揚

広報紙、ちらし、福祉関連イベント等を通じた啓発活動に積極的に取り組み、市民の福祉に対する意識を高めていきます。

○ 就労支援の推進

要保護者の自立に向けて、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労支援員による就労支援に取り組みます。

[関連する計画]

- 第1期松阪市地域福祉計画（平成20年度～平成24年度）

[関連する施策]

- 施策4-5 雇用・勤労者福祉、消費生活（P.84）「雇用の安定と雇用支援の推進」
- 施策5-7 道路・河川（P.100）「道路の安全対策の推進」

この施策の目標

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けられる仕組みづくり（地域包括ケア体制の構築）を目指します。具体的には、高齢者の自立を支援し、介護予防や地域での見守りなどに取り組みながら、切れ目のない医療・介護・保健福祉サービスの提供を図ります。また、一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活が送られるよう地域のネットワークづくりに取り組みます。

項目	現状（H21）	目標（H25）
二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催	183回	200回
認知症サポーターの養成	4,757人	15,000人
高齢者安心見守り隊の育成	213人	1,000人

この施策の現状

- 第4期介護保険事業計画によれば、平成20年に39,958人であった松阪市の高齢者人口は、平成25年には43,594人に増加し、高齢化率は25.5%に上昇すると予想されています。
- 今後も介護認定者数の増加に加え、認知症高齢者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、介護サービスの需要と費用負担も増大する見込みです。
- 「地域包括支援センター」は相談件数も増加し、徐々に市民に認識されつつあり、支援を必要とする高齢者やその家族の期待も増しています。

この施策の課題

- 現在、増大傾向にある医療・介護サービスの需要と費用負担について、持続可能な制度のあり方を検討する必要があります。
- これからも地域で安心して住み続けることができるよう、市民の積極的な介護予防や認知症予防への取り組み、地域での見守りや支えあいが必要です。
- ひとり暮らしや寝たきりなど的高齢者に対する生活支援サービスの継続に努め、生活の不安を軽減するとともに、増えつつある高齢者虐待への対応や成年後見制度などの普及促進が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 二次予防対象高齢者に対する介護予防教室の開催

要支援・要介護状態に陥らないように筋肉・骨・靭帯などの体の機能維持のための運動や栄養バランス等を考えた食事のあり方など、介護予防の知識を身につけるための各種講座を開催します。

○ 認知症サポーターの養成

子どもから高齢者までの幅広い層の市民が認知症の人や家族を地域で温かく見守っていくため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の普及とネットワークの土台づくりを進めます。

○ 高齢者安心見守り隊の育成

高齢者やその家族が安心して暮らし続けられるよう、地域で見守り、助けあうネットワークを構築し、その活動の中心となる人材を育成します。

《主要施策》

○ 地域包括支援センターの充実

地域包括ケアの中心的役割が果たせるよう総合相談支援業務をはじめとして高齢者の権利を守り、より暮らしやすい地域にするため地域で支えあうネットワークづくりを進めます。

○ 介護予防いきいきサポーターの養成

介護予防について学ぶことで、自らの健康保持に努めるとともに、地域貢献活動として、周囲に介護予防の大切さやその技術を伝えていく人材を育成します。

[関連する計画]

- ・松阪市第5次高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)
- ・松阪市第6次高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)

この施策の目標

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重した支えあいのもと、障がい者が自らの意志に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域でその人らしく生きいきと自立した生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりの実現を目指します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
日中活動支援施設利用者数	616 人	677 人
グループホーム、ケアホーム入居者数	84 人	95 人

この施策の現状

○ 障がいのある人がその人らしく地域で自立した生活が送れるよう、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの提供や相談窓口の拡充により、その人に応じた生活の支援や社会参加支援を行っていますが、就学する前、就学期、就学後でそれぞれ支援者や支援の内容が異なり、相談などの支援がその場で途切れてしまう状況がみられます。

この施策の課題

- 障がいのある人の社会参加や生きがい活動の支援のため、障害福祉サービスなどを充実し、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動、就労に対する支援などが求められています。
- 幼児期から就学・就労にいたるそれぞれの時期や、障がい者福祉制度のすき間で生じる問題を解消し、障がいのある人が、その人らしく地域で自立した生活を送るためには、幼少期から一貫した支援を行うことが重要であり、障がいのある人が身近に相談ができるような、関係機関のネットワークづくりを行い、生活全般をサポートする体制が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 療育相談支援体制および拠点整備

幼少期に見逃されがちな疾病等を把握し、なるべく早い時期に医療や教育などの支援を行うため、関係機関との連携を密にし、「育ち」に関する療育相談支援を強化します。また、市民が利用しやすい療育センターのあり方を検討していくとともに、地域における療育拠点の整備を図り、途切れのない支援を進めます。

○ 障害福祉サービスの充実

障がい者が地域で支援を受けながら安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスの円滑な提供と日中に活動する場を充実していきます。また、障がい者の生活に対応した居住の場を確保するため、グループホーム等の設置を進めます。

○ 社会参加の促進および雇用支援

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動などを支援し、積極的な社会参加や地域との交流を促進します。また、障がい者の生活相談に関する窓口の設置や、障がい者の就職を支援するなど、ハローワークなどの関係機関と連携した生活支援や雇用支援に取り組みます。

《主要施策》

○ 相談支援システムの整備

障がい者のニーズに応じた専門的な相談支援を行うため、関係機関との連携を強化し、障害者地域自立支援協議会を中心とした相談支援システムを整備します。

○ コミュニケーション支援の充実

手話通訳者および要約筆記者の派遣体制を強化し、障がい者等の生活支援や積極的な社会参加を促進します。

○ 障がいに関する正しい理解の促進

あらゆるメディアを活用した広報を行い、障がいに関する正しい理解を促進するとともに、各種サービスの周知を効果的に行っていきます。

[関連する計画]

- 第3期松阪市障がい者計画（平成24年度～平成26年度）
- 第1期松阪市地域福祉計画（平成20年度～平成24年度）

[関連する施策]

- 施策2-1 子育て支援（P.46）「障がい児への途切れのない支援」
- 施策2-3 学校教育（P.50）「特別支援教育の充実」
- 施策4-5 雇用・勤労者福祉、消費生活（P.84）「雇用の安定と雇用支援の推進」

この施策の目標

家庭を中心に地域、行政、事業所などさまざまな主体が子育てを応援し、安心して子育てができ、子育ての楽しさを実感できるような社会を構築することで、子ども一人ひとりの権利が尊重され、次世代を担う子どもたちが地域の中ですくすくと育つことができる環境を実現します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
放課後児童クラブの増設	24 クラブ	26 クラブ
こども医療費助成対象年齢の拡大	10 歳学年末	12 歳学年末

この施策の現状

- 核家族化の進展や地域でのつながりも希薄になり、地域における子育て機能の低下が懸念されるなかで、家庭における育児者の負担が増加しています。相談相手や支援者がなく育児に行き詰まり、子育てがストレスとなって不適切な育児、不当な虐待行為にまでおよんでしまうような場合も見受けられるようになってきています。
- 景気後退や雇用環境の不安定要因などにより、世帯間の経済格差が拡大し、子育てに対する経済的負担感も大きくなってきています。

この施策の課題

- 子育て中の親の孤立感、不安感、負担感を取り除くため、身近で気軽に子育ての悩みや不安を相談できる場や機会の充実を図るとともに、子育てに関する情報が入手しやすい環境を整える必要があります。
- 共働き家庭の増加にともない、就学児童に対する保育ニーズが高まっています。児童の安全な居場所を確保するとともに、子育てと仕事が両立できるような環境整備に努める必要があります。
- 親の経済状況に関わらず、子どもたちが安心して、医療や教育などを公平に享受できる環境を整える必要があります。とくに、ひとり親家庭については就業状態が不安定で経済的に厳しいことが多く、自立に向けた支援が必要です。
- 子ども一人ひとりの個性や特性を大切にしながら“子育て”を支援していく必要があります。とくに、障がいのある児童については、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善または克服していくための総合的な支援が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ こども医療費助成の充実

子どもたちの病気やけがの慢性化や重症化を防ぐため、各家庭の経済状況に関わらず、公平に医療を安心して受けることができるよう、医療費助成の対象年齢を拡大します。

○ 子どもたちがのびのび育つ環境づくり

昼間保護者のいない家庭の就学児童に対し安全で快適な放課後の居場所を確保するため、地域の実情に応じた放課後児童クラブの設置・運営を行うとともに、計画的な施設整備を行います。

《主要施策》

○ 子育て相談・支援体制の充実

子育てに課題を抱えた家庭を対象とした各種相談事業を充実し、育児者の悩みの解消に努めます。また、子育て支援センターなどの活動拠点を充実し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、子育て支援に関する情報提供を推進します。

○ 児童虐待への対応の充実

各関係機関の連携強化に努め、広報・啓発活動や事例検討、ケース会議、関係者の研修等の事業を進め、虐待の予防および早期発見、迅速かつ適切な対応に取り組みます。

○ ひとり親家庭の自立支援対策の充実

離婚等によりひとり親家庭が急増していることから、医療費助成や就労支援、相談事業等を推進し、ひとり親家庭の経済的な自立を促進します。

○ 障がい児への途切れのない支援

発達障がいを早期に発見し、幼児期から就学・就労にいたるまでのライフステージに応じ、保健、医療、福祉、教育等の各部門が連携し、子どもの発達に関する相談・助言・検査等を総合的に行います。

[関連する計画]

- 次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～平成26年度）

[関連する施策]

- 施策1-6 障がい者福祉（P.44）「療育相談支援体制および拠点整備」
- 施策2-3 学校教育（P.50）

この施策の目標

近年、女性の社会進出による保育へのニーズが増大し、就労形態が多様化してきており、子育てにおける保育メニューの多様化が求められてきています。また核家族化等にもともなう育児の孤立化、育児不安の増大、児童虐待も増加し、子どもが育つ中心的な場所である家庭にも大きな環境の変化があります。

このような状況において、次世代の社会を担う子どもが健やかに育ち、育成される環境を図るため、保育園および幼稚園では保育サービス・就学前教育および施設整備の充実を図っていきます。

項目	現状（H22）	目標（H25）
保育園の創設	32 施設	35 施設
保育園の待機児童	111 人（10/1 現在）	ゼロ（0 人）
保育園の延長保育	13 施設	16 施設
幼稚園の3歳児保育	11 施設	12 施設

この施策の現状

- 保育園における平成22年10月1日現在の待機児童数は111人と年々増加し、とくに年度途中での入園が困難となっています。また、公立保育園においては出勤等にもともなう開園時間の拡大を求める声が高まっています。
- 幼稚園においては入園児童の減少にともない定員を大幅に下回る園が増加する一方で、入園希望児童の増加により入園できない園もあるとともに、3歳児保育の拡大や預かり保育を求める声が高まっています。

この施策の課題

- 保育園では、待機児童の解消に向け保育園の創設および増改築を図っていく必要があります。
- 幼稚園では3歳児保育や預かり保育に対するニーズが高まるなか、現在は一部の園での実施にとどまっています。また、地域性はあるものの一部の園では入園を希望する幼児が増え続けていることから、今後は保育事業の拡大および統廃合を含めた施設整備を行う必要があります。
- 国が構築を進めている新たな次世代育成支援のための「子ども・子育て新システム」のもとで、幼稚園および保育園の一体化を実施していく必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 幼保一体化に向けた取り組み

国が構築を進めている新たな次世代育成支援の計画を踏まえ、松阪市にふさわしい保育園と幼稚園の一体化を検討していきます。

○ 保育園および幼稚園の施設整備

保育園では、年々増加する待機児童の解消に向け、施設整備（創設・増改築）を行い、待機児童ゼロを目指します。幼稚園ではすべての園の耐震性を確保するため、耐震化事業を実施します。また、「松阪市立幼稚園のあり方検討委員会」の答申を受けて、施設整備の検討を行っていきます。

《主要施策》

○ 保育園における保育サービスの充実

延長保育を実施している施設（公立 2・私立 11）を除くすべての保育園の開園時間を午前 8 時から午前 7 時 30 分とするとともに、延長保育を実施する施設を増やします。

○ 幼稚園における幼児教育の充実

3 年保育実施園の拡大に向けて検討するとともに、異校種間での連携を図り、子どもの発達段階に応じた継続性かつ一貫性のある教育を進めます。また、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導および必要な支援を行います。

○ 保育園および幼稚園における子育て相談機能等の充実

保護者や地域の多様化するニーズに応え、さらに地域に開かれた園づくりに取り組みます。

○ 保育園および幼稚園と小学校との連携強化

保育園・幼稚園・小学校の保育士および教職員が互いの実践を交流したり、幼児・児童生徒が交流したりすることを通して、子どもの発達段階に応じた継続性かつ一貫性のある保育・教育を進めます。

【関連する計画】

- 次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）

主担当：教育委員会／学校支援課
教育総務課
育ちサポート室

この施策の目標

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた育成を図るとともに、教職員の研修の充実を図り、児童生徒の豊かな人間性や自主性を高め、「生きる力」の育成を目指します。

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす生活・学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所の役割も果たすことから、施設の安全性の確保を図ります。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
不登校の出現率 [*]	1.22%	1.15%
教職員研修講座受講者数	2,947 人	3,200 人
小中学校の耐震化率	98.9%	100%

この施策の現状

- 社会の中で、人と人との関わりが希薄となり、家族や地域社会と関わって自分を磨いたり、子どもたちが遊びを通して学びあったりする機会が減少しつつあり、相手を思いやり認めあうという相互のコミュニケーションの力を衰退させています。また、子どもたちの学ぶ意識の低下に拍車がかかり、読書や家庭学習をしない子どもたちが増えています。
- 小学校の校舎と屋内運動場は、すべて耐震基準を満たしていますが、現在、中学校の屋内運動場と特別教室棟で耐震基準を満たしていないところがあります。

この施策の課題

- 子どもたちのコミュニケーション能力や自己表現力を高めるため、その資質や能力を養う教育を推進するとともに、児童生徒の発達に応じ他人を思いやる心や規範意識の育成、健やかな体の育成に取り組む必要があります。
- 各中学校区において、幼稚園、小中学校、地域などが連携し、相互の機能を効果的に発揮しながら、学力向上に向けた取り組みや、松阪の歴史や文化等の地域教材を活用した特色ある教育の充実に取り組んでいく必要があります。
- すべての学校施設の耐震化を図り、児童生徒の安全を確保する必要があります。

* 全児童・生徒数に占める不登校児童・生徒数の割合。

施策の展開

《重点施策》

○ 確かな学力の向上

幼稚園、小中学校、地域等が相互に連携し、子ども一人ひとりに応じた指導支援の充実を図り、基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、郷土教育や体験学習など特色ある教育を推進します。

○ 豊かな心、健やかな体の育成

道徳教育を充実させるとともに、学校体育・健康や食教育により心身ともに健康で安全な生活ができるよう指導を充実します。

○ 教育環境の整備と充実

耐震基準を満たしていない中学校の屋内運動場の耐震補強および特別教室棟改築を実施します。

《主要施策》

○ 生徒指導・キャリア教育の充実

子どもたちが自らの力でさまざまな課題を克服し、社会人・職業人として自立していくための指導を充実していきます。

○ 特別支援教育の充実

一人ひとりの教育的ニーズを把握し、能力や可能性を伸ばせるよう特別支援教育を充実していきます。また、発達障がいの子どもたちへの途切れのない支援のために、保健・福祉・教育等の各部門が連携し、子どもの発達に関する相談や検査等を行います。

○ 教職員研修等の充実

教職員研修や教育相談等を充実させ、教職員の専門性や指導力の向上を図ります。

○ 教育改革の推進

教職員や学校関係者等の評価を活用した改善活動を充実し、質の高い教育を推進します。

[関連する計画]

- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）
- 学校教育の方針（平成 23 年度～平成 25 年度）

[関連する施策]

- 施策 1－6 障がい者福祉（P.44）「療育相談支援体制および拠点整備」
- 施策 2－1 子育て支援（P.46）

この施策の目標

家庭・地域・学校・行政が連携し、健全育成活動の促進と環境整備を推進し、次世代の担い手である青少年が豊かな社会性を備え、心身ともに健全に成長できる社会の実現を目指します。

また、市民一人ひとりが自発的に生涯にわたって学習活動ができるとともに、自己に適した手段・方法を自ら選択し、学習の成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指します。

項目	現状 (H21)	目標 (H25)
公民館・図書館等における家庭教育講座開設数	266 講座	350 講座以上

この施策の現状

- 青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化、情報化の進展などとともに大きく変化し、家庭での教育力の低下や地域における人間関係の希薄化などは、青少年による問題行動の増加や非行の低年齢化の要因となっています。
- 市民の生活様式が多様化し、自己の充実・啓発、生活の向上、健康の増進等のための生涯を通じた豊かな学習機会の確保や、スポーツ活動等の多種多様なニーズに対応できる社会教育施設の整備への期待が高まっています。

この施策の課題

- 家庭や地域などと連携しながら、青少年が社会の一員として生きていくために必要な社会規範やルール、自立性や社会性を身につけるさまざまな体験機会の提供や有害環境から青少年を守るための取り組みが求められています。
- 市民一人ひとりがより良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにするために、学校教育と社会教育を結びつけるとともに、学校と地域等との新しい連携の仕組みを構築し、生涯を通じて質の高い教育や学習等に取り組み、その成果を生かすことのできる環境の整備が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 青少年育成団体の活動支援

各地域で組織する青少年育成団体等との連携を強化して団体活動の支援を行います。

○ 健全育成活動の促進

青少年育成団体等と連携を図り、補導パトロールの実施や講演会等を開催します。また、青少年センター補導員による青少年の悩み相談活動や補導パトロール等を実施します。

○ 生涯学習活動の推進

定期講座の開設や講習会、講演会、展示会等を開催し、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の向上を推進します。関係機関や団体等と連携を図り、時代の要請に応じた講座等を開設していきます。公民館施設の運営状況について、評価シートによる的確な評価方式を定め、その結果を生かして運営の改善等を図ります。

《主要施策》

○ 健全育成環境の整備

青少年の問題行動の要因となる有害な社会環境の浄化に取り組みます。

○ 生涯学習施設の整備・充実

公民館や図書館等の社会教育施設の整備・充実に取り組みます。

○ 図書館資料等の充実・子ども読書活動の推進

図書等を充実するなどして図書館利用者の利便性を高め、魅力ある図書館づくりを行います。また、松阪市子ども読書活動推進計画により、ブックスタート事業やボランティア団体の協力を得て「読み聞かせ」など、子どものためのさまざまな読書活動を推進します。

[関連する計画]

- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）
- 教育振興基本計画（平成 20 年度～平成 29 年度）
- 松阪市子ども読書活動推進計画（平成 20 年度～平成 24 年度）

この施策の目標

「松阪市人権教育基本方針」に基づき、保育園や幼稚園、小中学校、高校と連携して、人権問題の解決に向けた実践力の育成を重視した人権教育や、外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障し、日本語指導や適応支援の充実を図ることで、松阪市に住むすべての人々が、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
人権講演会、人権講座等参加者数	6,735 人	7,400 人以上
母語スタッフによる幼稚園、小学校、中学校の巡回指導	4,200 時間	4,700 時間

この施策の現状

- 近年、学校現場における差別事象の発生件数は減少傾向にありますが、インターネット上への差別書き込みや児童虐待の問題など、新たな人権問題が浮かび上がっており、このことから差別の現実には予断を許さない状況にあります。
- 国際化の進展にともない、日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は増加し、在籍地域の広域化や多言語化という課題を生んでおり、外国人児童生徒に対する教育のより一層の充実が求められています。

この施策の課題

- 時代の変化とともに生じてくる新たな人権問題等に対応するため、さらなる人権教育と人権啓発の充実が求められています。
- 外国人児童生徒の在籍する学校の広域化および多言語化にともない、さらなる巡回指導体制の充実が望まれています。
- 現在、12 中学校区で行われている人権フォーラムの内容の充実を求める声が高まっているとともに、中学校区間での交流が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 人権学習機会の提供

市民一人ひとりの人権意識の高揚のため、さまざまな人権問題に関する市民講演会や市民講座の開催など、あらゆる機会を通じて市民自らが学習できる環境を充実していきます。

○ 外国人児童生徒教育の充実

言葉の全く理解できない教育環境に入っていく子どもや保護者の不安を取り除くため、母語スタッフを充実させるとともに指導方法の確立や教材の開発に取り組み、初期の適応支援から学力保障、進路保障、アイデンティティの形成を目指していきます。

《主要施策》

○ 幼稚園・学校および家庭・地域の連携

各中学校区をひとつの単位として、幼稚園や学校そして地域が連携して人権教育の実践を行うとともに、各校区間の交流を行います。

○ 教職員の研修の充実

教職員対象の人権講演会や講座の開催、人権教育に関する研究大会などへの参加機会を提供するなど、教職員の資質向上に取り組みます。

[関連する計画]

- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）
- 松阪市人権教育基本方針（平成 21 年 4 月）
- 松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針（平成 19 年 4 月）

[関連する施策]

- 施策 3-2 人権の尊重（P.64）

この施策の目標

文化・芸術の主体は人であり、文化・芸術はそれぞれの人の心の中からあふれ出るものであり、市民一人ひとりの自主性、創造性が尊重される豊かな環境を整備し、新しい松阪の文化・芸術の創造を目指します。

長い伝統の中で洗練されてきた独自の文化・芸術を再発見、再認識し、それらの保存・活用を通じて、市民の文化に対する自信と誇りにつながるように取り組んでいきます。

この施策の現状

- 市内には、音楽、伝統芸能、舞踊、演劇、美術、工芸、書道など多くの分野の文化団体があり、それぞれが活発な活動をしていますが、これらの横断的な連携組織がないため、文化団体相互の連携に乏しく、各文化団体が協力して活動する体制づくりが実現していない現状にあります。
- 地域には、歴史的価値が高く魅力ある観光資源として活用できる、個性的で豊かな文化資源が多数存在しています。
- 市民が文化や芸術に触れる文化施設は、老朽化が進行しています。

この施策の課題

- 「文化の薫り豊かな松阪」を推進するため、各種の文化団体や行政が連携し、文化活動の質的な向上に取り組むとともに、文化団体相互の連携事業の推進等に積極的に取り組む必要があります。
- 各地域の歴史・文化的資産を適切に保護し、次世代へと継承するとともに、自然や歴史・文化の地域資源を、地域活性化の観光資源として活用していくことが必要です。
- 老朽化した文化施設を整備し、施設の利便性を高め、芸術文化に触れる機会の充実が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 松阪市文化芸術団体連絡協議会の設立

各種の文化団体相互や行政との連携を強め、文化の薫り高いまち松阪の実現を目指すため、松阪市文化芸術団体連絡協議会（仮称）を設立します。

○ 文化財の保護と継承

地域住民の意思を尊重しながら住民とともに、地域にある貴重な文化財を保護し、景観保全を図ります。そして、生活や産業、伝統により育まれた松阪の貴重な文化を次世代に継承していきます。また、松坂城跡保存管理のための計画書を作成します。

《主要施策》

○ 芸術文化活動の推進

市民一人ひとりが心のゆとりやうるおいを感じられるような優れた文化芸術の鑑賞および参加の機会を提供し、次世代を担う青少年等の芸術文化活動を推進するとともに、文化芸術活動に携わる人材を育成します。

○ 文化資源の活用

豊かな文化資源や文化財を郷土の歴史を学ぶ教材として活用します。また、地域に点在する文化資源を多角的に情報発信するとともに、それぞれを連携させることで観光資源として生かし、地域の活性化を図ります。

○ 文化施設の整備

老朽化した文化施設の安全性の確保と利便性の向上を図るため、魅力ある施設の整備を行います。

[関連する計画]

- 松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）

[関連する施策]

- 施策 3-5 観光・交流（P.70）
- 施策 3-7 景観づくり（P.74）

この施策の目標

競技スポーツから軽スポーツまで、市民がそれぞれのライフステージにおいて、個々の能力や年齢に応じて気軽に親しめる多様なスポーツの振興を図ることで、市民の健康増進や生きがいづくりに寄与することを目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
総合型地域スポーツクラブの設立数	2クラブ	3クラブ
スポーツ少年団登録単位団数	54団体	60団体

この施策の現状

- 市民の健康意識などの高まりによって、だれもが気軽に参加できるスポーツやレクリエーションへの関心が高まっています。
- 市営プール、中部台トリムコースなど、市民が気軽にスポーツに親しめる環境が整備されてきましたが、施設などの老朽化が進んでいます。

この施策の課題

- 市民の嗜好やライフスタイルの多様化、また高齢化の進展などにともない、健康づくりから本格的な競技スポーツにいたるまで、スポーツに対する多様な役割が期待されており、市民の多様なニーズに対応して、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める、親しみやすい環境づくりが必要となっています。

施策の展開

《重点施策》

○ 生涯スポーツの充実

だれもが、いつでも、気軽に、生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の整備や施設の充実に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ少年団、体育協会の育成・支援を通じて地域のスポーツ振興を図ります。

○ 市民皆スポーツの推進

スポーツ関係団体と連携し、市民ニーズに即したスポーツイベント、スポーツ教室などを開催し、スポーツに対する関心を高めるとともに、参加できる機会を提供します。

《主要施策》

○ ニュースポーツの普及

地域スポーツの推進者である体育指導委員の活動の充実に図り、健康づくりなどを目的に、スポーツ活動への参加のすそ野を広げるニュースポーツの普及を促進します。

○ スポーツのすそ野や競技人口の拡大

全国規模や国際規模の大会の誘致などを通じて、競技水準の高いスポーツを観る機会を充実し、スポーツのすそ野や競技人口の拡大を図ります。

○ スポーツ団体の育成・支援

健康のためのスポーツから競技スポーツまで、市民の幅広いニーズに応えられるよう、松阪市体育協会をはじめとしたスポーツ団体の育成や支援を行います。

○ 体育施設の充実

既存施設の機能の充実に図るとともに、市民が利用しやすい環境づくりを行います。また、施設を安全、快適に使えるよう、計画的に改修を行うとともに、地域に密着した施設などについては、市民と協働して施設運営を進めます。

〔関連する計画〕

- ・松阪市教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）

この施策の目標

安全・安心な学校給食を充実させていくことで、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深めていきます。

また、学校給食に地場産物を使用し、地産地消を推進することで、食文化への理解や生産・流通への知識向上、さらには食が自然の恩恵の上に成り立つものであることへの理解などを目指します。

この施策の現状

- 朝食をとらずに登校する子どもたちの増加や、食生活の多様化が進むなかで、偏食等の食生活の乱れ、肥満傾向、過度の痩身等が問題となっています。
- 平成21年7月には、学校給食センター「ベルランチ」の稼働にともない、市内すべての小中学校で給食が実施されることとなりましたが、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくため、食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけることの必要性はますます重要になっています。

この施策の課題

- 栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践する力を養う食教育を推進していくことが必要です。
- 学校給食を食育のための「生きた教材」として生かすため、地場産物を取り入れた献立を充実し、魅力ある給食を提供していくことや、家庭と学校現場との連携を強化し、食に対する感謝の気持ちを育む取り組みが求められています。
- 学校給食の質や安全性をさらに向上していくため、栄養バランスのとれた献立の作成や安全な食材を厳選することはもとより、調理場の衛生管理を高めていくことが必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 食育の推進

正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、子どもの発達段階に応じた食に関する指導を充実します。

○ 地産地消の推進

松阪産の緑茶を使用したパンや松阪肉のほか、県内産の食材を取り入れた献立の充実を図り、子どもたちの食文化や地元の農畜水産物への理解を深めます。

《主要施策》

○ 市民や保護者との連携

学校給食を魅力あるものにするため、学校や家庭、地域と連携して、給食の展示や試食、学校給食センター「ベルランチ」などの見学会、調理講習会や食育講演会の開催など、食に関するイベントを開催します。また、幼稚園・学校における魅力ある給食のあり方について検討していきます。

○ 食物アレルギーへの対応

アレルギーの実態を把握するとともに、個別的な相談に柔軟に対応します。

○ 適切な施設等の管理

安全・安心な学校給食の提供には給食施設・設備の改善によるハード面の充実が不可欠であり、厨房設備の整備・老朽化への対応・調理場間での適切な備品移管という3つの視点から充実を図るとともに、調理員の衛生管理の指導を行っていきます。

施策3-1 地域自治活動および市民活動

主担当：市政戦略部／コミュニティ推進課

この施策の目標

まちづくりに関する基本的な理念や制度を定める自治基本条例（仮称）を制定します。また、地域の主たる自治の担い手としての住民協議会の設立を推進し、ここを核とした地域の個性を生かしたまちづくりとともに、多様な市民活動団体の連携による個性的で活力あるまちづくりを目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
住民協議会の設立	15 地区	43 地区

この施策の現状

- 市民の権利や役割、市の責務を明らかにすることによって、松阪市にふさわしい市民主権の自治の実現を図るために、市民とともに自治基本条例（仮称）の制定に取り組んでいます。
- 平成24年4月からの住民協議会を核としたまちづくりを目指して、各地区で住民協議会設立に向けた準備会や勉強会が実施されています。また、住民協議会への支援等の仕組みを構築するための検討を行っています。
- 市民活動を支援するために市民活動センターが設置され、スキルアップやネットワークの構築がなされています。

この施策の課題

- 住民協議会や自治基本条例（仮称）の制定と運用について、行政と市民がともに議論し、ともに理解を深め、一体となって取り組んでいく必要があります。
- 地域が主体となった地域づくりを実現するために、住民協議会に対する支援や、住民協議会と行政の連携の仕組みを構築することが必要です。
- 市民活動を推進するために、人材の育成や活動団体相互の連携が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 自治基本条例（仮称）の制定・運用

自治基本条例（仮称）の制定に取り組むとともに、制定後はその適切な運用を行うことにより、本市にふさわしい自治の実現を図ります。

○ 地域主体のまちづくりの実現

地域の身近な課題の解決や、それぞれの地域が個性を生かしたまちづくりを行うための組織である住民協議会の設立を推進し、市民と行政との協働による地域主体のまちづくりを実現します。

《主要施策》

○ 市民活動の推進

市民が持つまちづくりに対する知識やスキルの向上を推進するとともに、市民活動団体の支援および市民活動のネットワークを拡充し、市民活動の活性化を図ります。

○ 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティでの自治活動を活性化させるために、集会施設の設置・充実に對する支援および地縁団体の法人化の推進、ならびにその活動への支援を行います。

この施策の目標

「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りを持って社会に参加できる地域社会の実現を目指します。

この施策の現状

- 障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別などあらゆる差別をなくすために、人権教育や人権啓発に取り組んでいますが、今もなお人権侵害が発生しています。
- 平成 19 年に実施した松阪市人権問題についての市民意識調査では、差別や人権侵害を受けたことがあると回答した人が 20.4%あり、その理由は右記のとおりとなっています。
- 身近な通信手段となったインターネット・携帯サイトにさまざまな人権侵害の書き込みが見受けられます。
- 全国の自殺者数は、平成 10 年から 13 年連続して 3 万人を超えており、深刻な社会問題となっています。

学歴	13.9 %
女性であること、男性であること	13.9 %
母子・父子家庭、両親なし	8.6 %
職業	7.9 %
収入・財産	6.3 %
思想・信条	5.5 %
身体の障がい	4.5 %
病気	4.5 %
同和地区出身	4.1 %
その他	18.1 %
無回答	12.7 %

この施策の課題

- 人権が尊重される明るい社会の実現のため、幅広い年齢層に効果的かつ効率的な啓発活動を推進する必要がある、その手法については、常に検討しながら、よりよい方法を模索していかなければなりません。
- 多様化する人権問題に対応するため、人権啓発の拠点施設として、人権センターの設置の検討が求められているとともに、相談窓口の充実に取り組む必要があります。
- 自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題などの社会的な要因が関係していることを踏まえ、関係機関と連携し、自殺防止対策の推進に取り組む必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 人権尊重のまちづくりの推進

市民意識調査の実施によりさまざまな課題を把握し、人権施策の基礎的資料として活用するとともに、人権施策を効果的かつ総合的に推進するため、市民、NPO・団体等の多様な主体と参画・連携・協働を図り、人権尊重のまちづくりの推進に取り組みます。

○ 人権意識の高揚

市民の学習活動のリーダー（指導者）の養成を行うとともに、家庭や職場、地域などさまざまな場面で発生するあらゆる差別をなくすため、保育園・幼稚園・学校・行政・地域・事業所・NPOなどが一体となった組織的・計画的な人権教育・啓発に取り組みます。

○ 人権擁護・救済の仕組みの構築

相談窓口の充実を行うとともに、個別の専門相談機関やNPO等によって構成される人権相談機関ネットワークを構築します。

《主要施策》

○ 多文化共生社会の実現

お互いの文化、習慣の違いを理解しあい、外国人住民と信頼関係を築くため、官民協働による「多文化共生ネットワーク」の充実を図ります。

○ 心のバリアフリーの推進

障がいの有無や年齢、性別や国籍など、それぞれの違いや個性、多様性をお互いに尊重し、偏見や差別の解消に努め、地域住民が積極的に参加できる福祉・人権コミュニティづくりを推進します。

○ 人権センターの設置

人権センターの設置については、「人権センター設立の基本方針」の答申および市民の意見を踏まえたなかで、既存の施設の活用など含めて総合的に判断し、方向性を検討していきます。

○ 自殺防止対策の推進

自殺防止対策として、関係機関と連携し、街頭啓発や講演会等による啓発を行うとともに、相談員の人材育成や相談窓口の充実に取り組みます。

[関連する計画]

- ・松阪市人権施策基本方針（平成21年7月）
- ・松阪市人権施策行動計画（平成22年9月）

[関連する施策]

- ・施策2-5 人権教育（P.54）
- ・施策3-5 観光・交流（P.70）「多文化共生社会の推進」

施策3-3 男女共同参画社会の形成

主担当：生活部／男女共同参画室

この施策の目標

「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」に基づいて、市民一人ひとりが、男女共同参画社会についての理解を深め、市民、事業者および行政が一体となって、女性と男性がともに個性と能力を發揮し、よろこびも責任も分かちあうことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

項目	現状（H22）	目標（H25）
市の審議会等委員の女性委員の平均登用率	24.1%	30%

この施策の現状

- 男女共同参画社会を実現するためには、市民・事業者・市が協働で施策を進めることが重要であり、市民・事業者に啓発をしていますが、生活や考え方に根深く残る意識を変えることは困難な状況です。

この施策の課題

- 市の審議会等における男女共同参画の推進のため、女性委員の登用を積極的に進める必要があります。
- 市民や事業所等への啓発活動については、地域や民間団体と連携しながら、より効果的かつ効率的な周知方法により積極的に取り組む必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 市民意識の啓発

男女共同参画の視点が定着するよう市民意識の醸成のため、市民との協働による「松阪フォーラム」の開催、情報紙「ひまわり」の発行、各地域における「さ・し・す・せセミナー」の開催、事業所訪問などにより、広く市民に啓発をしていきます。

○ 男女共同参画プランの策定

男女共同参画の総合的、具体的な施策を推進するために、平成 22 年度に実施した「男女共同参画市民意識・実態調査」などの市民の意見を踏まえ、新しい「松阪市男女共同参画プラン」を策定します。

《主要施策》

○ 政策・方針決定過程における男女共同参画の実現

市の審議会等における女性委員の平均登用率の目標値を 30%に定め、女性委員の登用を積極的に進めます。

○ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業所訪問や関係機関との連携により、性別に関係なく、個性や能力が発揮できる労働環境の整備が図られるよう取り組みます。

○ 女性の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

働く女性が増えるなか、仕事と家庭生活を両立するため育児や高齢者の介護体制の充実を推進するとともに、地域社会への共同参画を促進します。

○ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努め、防犯対策等の環境整備を推進します。

○ 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

関係機関と連携し、学校教育を通じて男女平等教育を充実し、社会における男女平等の意識を高めるための学習機会の提供に取り組みます。

[関連する計画]

- ・松阪市男女共同参画プラン（改訂版）（平成 19 年 12 月）

この施策の目標

生活交通の確保、交通利便性の向上および交流活動の活性化を目的とした、地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通システムの実現と、地域公共交通システムのネットワーク化を図り、市民、事業者、行政が協働し「みんなで守り、育てる」持続可能な地域公共交通を目指します。

この施策の現状

- マイカーを中心とした生活スタイルの進展、バス路線の沿線地域の人口減少などにより、公共交通の利用は恒常的な低下傾向に陥り、規制緩和等による影響も含め、民間の運営する公共交通の減便や廃止が進んでいます。
- 高齢化の進展により、高齢者をはじめとした交通弱者の増加や送迎の負担が増しており、とくに中山間の過疎地域等における生活交通の確保が重視されています。
- そこで、地域の公共交通を維持するため、市では「コミュニティ交通」などの地域公共交通を運営していますが、停滞する経済状況のなか、財源の捻出等について苦慮する状況となっています。
- 市民の安心・快適な生活に対して公共交通への重要性が再認識されつつあり、地域における交通を自ら守り、確保しようという動きがみられます。

この施策の課題

- 民間バス路線を生かした公共交通ネットワークの構築により、市域のすべての公共交通において乗り継ぎ機能などを備えた利便性の高い路線の構築が求められています。
- 中山間部の高齢化が進む過疎地における通院、買い物などの日常の生活における移動手段の確保が求められています。
- 市が運営する「コミュニティ交通」について、運行形態の変更を含めた効果的・効率的な運行の実現と、バス路線を地域が支える仕組みが必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 松阪市地域公共交通システムの推進

地域公共交通における国・県・市・事業者・市民がそれぞれの役割を踏まえ、松阪市地域公共交通システムの基本方針に沿った取り組みを推進します。

○ 路線評価システムの確立

すべての路線で使用可能な個別路線の評価システムを確立し、地域がコミュニティ交通を支える仕組みを確立します。

○ 地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化

コミュニティ交通を守り育てる市民組織を充実するため、地域公共交通協議会および地域の運行協議会の活性化を図ります。

《主要施策》

○ 乗り継ぎ機能の充実と利便性の向上

公共交通のネットワーク全体としての利便性の向上を図るため、交通結節点における乗り継ぎ機能を充実します。

○ コミュニティ交通の運行の見直し

地域間のアクセスの維持を図るとともに、コミュニティバス路線の利用状況に応じた効果的で効率的な運行形態の見直しを行います。

○ コミュニティ交通の新規路線敷設

松阪市公共交通システムの基本方針に沿って、交通空白地域における新規路線の敷設に地域住民の参画型協働事業として取り組みます。

○ 啓発事業によるコミュニティ交通の利用促進

コミュニティ交通に対する地域住民の意識を高め、公共交通の利用促進を図るため、住民、市のそれぞれの立場から創意工夫を凝らした啓発活動を進めます。

○ 海上アクセスの利用促進

運航事業者や関係団体と連携して、中部国際空港海上アクセスの利用促進を図るとともに、旅客ターミナル施設の適切な維持管理に努めます。

[関連する計画]

- ・松阪市地域公共交通活性化・再生総合事業計画（平成 20 年度～平成 22 年度）
- ・松阪まちなか再生プラン（平成 22 年度～平成 24 年度）

この施策の目標

自然、歴史・文化、食を基軸とした地域の魅力を高める施策に取り組み、積極的な情報発信や観光客の誘致を行うとともに、国内および海外の都市のそれぞれが持つ魅力を生かした都市間の交流を進めることで、松阪市の魅力や活力を高め、人と人との交流を促進します。

また、多文化共生社会の実現や草の根の国際交流を推進することにより、市民の国際感覚を養い、松阪市の国際化を目指します。

項目	現状 (H21)	目標 (H25)
観光レクリエーション入込客数	2,195,455 人	2,415,000 人

この施策の現状

- 各種メディア等での情報発信や観光 PR、各種協議会・団体との連携を図りながら観光施策の推進を行っていますが、近隣観光地との競合や観光客のニーズも多様化してきており、平成 17 年度以降の観光入込客数は横ばい状態です。
- 交流においては、児童・生徒を中心とした中国無錫市濱湖区との友好都市交流活動や、国内において歴史的なつながりや学校間の交流など多方面の交流が行われています。
- 外国人住民の増加や在住期間の長期化にともない、行政サービスの対応は多様化しています。

この施策の課題

- 県内で 2 番目に広大な市域のそれぞれの地域が持つ魅力や特性を、多方面へ効果的に情報発信するとともに、それぞれの観光資源の価値を高め、観光客が回遊する仕組みを構築する必要があります。
- 国内や国外の都市間の交流においては、それぞれの多様な文化を知り、特性を生かした活動が必要となっています。
- 多文化共生においては、外国人住民のニーズの把握はもちろんのこと、市民のニーズを把握し、より一層の情報発信や支援等を行う必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 知名度の向上

大都市圏での観光キャンペーンを行うとともに各種メディアや情報ツールを活用した観光PRを行います。

○ 観光・ブランドをツールとした地域の魅力向上

「松阪牛」、「松阪もめん」、「深蒸し煎茶」など既存のブランドを活用するとともに、松阪の持つ魅力を新たにブランド化する取り組みを進めます。

○ 多文化共生社会の推進

松阪市の国際化を図るため、松阪市国際化推進計画に沿った事業を展開します。

《主要施策》

○ 観光資源の発掘、活用、創造による交流人口の増加

国史跡となった「松坂城跡」など松阪市の持つ歴史・文化・自然を活用した魅力ある観光地を創造していきます。

○ 観光担い手の育成

観光施設などのハード面の整備とともに、お客様のニーズをとらえた観光情報案内などのソフト面での魅力を発揮できるよう各種団体との連携を深めます。

○ 国際・国内交流の推進

国内および海外の都市と交流を進め、お互いの理解を深めます。

[関連する計画]

- 松阪まちなか再生プラン（平成22年度～平成24年度）
- 松阪市国際化推進計画（平成19年3月策定）

[関連する施策]

- 施策2-5 人権教育（P.54）「外国人児童生徒教育の充実」
- 施策2-6 文化振興（P.56）
- 施策3-2 人権の尊重（P.64）「多文化共生社会の実現」

この施策の目標

松阪市の魅力を次世代に伝えていくために、松阪市全体のまちづくりを考えながら、地域に入り広く市民の意見を聴き、地域の特性を生かした安全・安心な都市政策を進め、松阪市の新たな歴史の1ページとなる都市づくりを目指します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
松阪まちなか再生プラン 60 項目の施策着手数	28 項目	60 項目

この施策の現状

- 松阪市には、線引き都市計画区域（松阪・嬉野都市計画）と非線引き都市計画区域（三雲都市計画）が存在しており、一体の都市として整備・開発および保全していくための枠組みが整っていません。
- とくに、非線引き都市計画の三雲管内では、土地利用に対する規制が非常に緩やかであるため、計画性のないミニ開発が進行し、農地と宅地が混在した集落地が増えています。
- 松阪駅を中心とした中心市街地では、空き店舗や空き家の増加、大型店の閉店、郊外への人口の流出や高齢化の進展、交通量の減少などの空洞化と衰退が進んでいます。

この施策の課題

- 松阪市の都市計画区域の一本化を図り、一体の都市として秩序ある市街地を形成するために、適正な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 松阪駅を中心とした中心市街地のまちづくりを進めるため、市民、商業者、各種団体などと連携した取り組みを行う必要があります。
- JR 松阪駅前の玄関口である駅前広場を「松阪の顔」にふさわしいリニューアルやユニバーサルデザインに配慮した整備を行うことが求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 都市計画区域の統合

松阪市の都市計画区域の一本化を図るため、公聴会等を開催し都市計画法に基づく手続きを行います。

○ 松阪まちなか再生プランの推進

「松阪まちなか再生プラン」に掲げる 60 項目の具体的施策を実行するため、市民、商業者、各種団体、行政等が連携しながら、実現に向けた取り組みを進めます。

○ JR 松阪駅前広場の整備

JR 松阪駅前広場整備を進めるにあたっては、市民の意見を反映した整備に取り組みます。

《主要施策》

○ 都市計画施設等の見直し

統合した松阪都市計画のもと、計画の決定から長期にわたり未整備となっている、都市計画道路等の都市施設を見直します。

○ 緑の基本計画の策定

統合した松阪都市計画の緑地の保全や緑化の目標、都市公園の整備方針、緑化の推進の方針などについて定めるため、緑の基本計画を策定します。

[関連する計画]

- ・松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）
- ・松阪まちなか再生プラン（平成 22 年度～平成 24 年度）

この施策の目標

松阪市の自然的景観や歴史文化的景観、都市的景観を市民や事業者と行政が協働で維持保全することにより、美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造していきます。

とくに、城下町や街道沿いに培われた歴史的まち並みの保全に努めます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
景観重点地区の指定	指定なし	3 地区

この施策の現状

- 本市は、美しい自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に多様な個性が豊かな景観を形成していますが、歴史的まち並みを形成する家屋の取り壊しや周辺に調和しない建築物の建設などで、歴史文化的景観が損なわれつつあります。
- 三重県屋外広告物条例に基づき、違反広告物の除却や規制を行っていますが、派手な広告物や違反はり紙等が依然としてまちの景観を損ねる状況がみられます。

この施策の課題

- 景観計画重点地区（候補）に、歴史的まち並みに調和しない建築物等が建設されないように、重点地区に指定し、松阪らしい景観を保全する必要があります。
- 住民や事業者に対し、景観に対する普及・啓発活動を行い、景観のまちづくりや美しく豊かな景観の保全に対する意識を高める必要があります。
- 屋外広告物が周辺と調和したものとなるよう、三重県屋外広告物条例に基づき、違反はり紙等の除却や規制・誘導を進める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 歴史文化的景観形成の推進

良好な景観の形成がとくに必要な重点地区（候補）のうち地域住民の合意が得られた地区を重点地区に指定します。また、重点地区の景観形成等に補助金制度を創設し、歴史的まち並み景観の保全に取り組みます。

【候補地】松坂城跡周辺地区、通り本町・魚町一丁目周辺地区、商人町・職人町地区、射和・中万地区、市場庄・六軒地区

○ 美しい都市景観づくりの普及・啓発

市民や事業者とともに美しく快適な景観づくりへの意識を高めるため、景観まちづくり教育に取り組むとともに「景観シンポジウム」を開催します。

《主要施策》

○ 景観計画等の推進

景観計画・景観条例などに基づく届出制度の運用を推進し、積極的に良好な景観への誘導を図ります。

○ 屋外広告物の規制誘導

歴史文化的景観を保全するため、重点地区において屋外広告物の独自条例の制定に向けて検討していきます。

[関連する計画]

◦松阪市景観計画（平成 20 年度～）

[関連する施策]

◦施策 2-6 文化振興（P.56）

この施策の目標

地域の農業振興を図るうえで、その核となるJA等生産者団体の主体的な取り組みのもと、農地の利用集積が容易な平坦地域と、効率的な農業経営が見込めない中山間地域に区分し、農地の面的整備などの基盤整備とともに、地域ごとに多様な担い手の育成・確保を推進し、地域の特性を生かした農業を振興します。

また、「食」に関する消費者ニーズをとらえた安全安心で品質の高い農畜産物生産を振興し、活力ある地域づくりに取り組みます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
認定農業者数	157 経営体	175 経営体
ほ場整備率	62.7%	63.7%

この施策の現状

- 農業従事者の高齢化や減少は、農地等の保全や管理に大きな影響を及ぼし、生産性だけでなく、自然環境の保全など公益的な機能の低下が深刻化しつつあります。
- 平坦地域では農地の宅地化が進み、農振農用地面積は減少傾向にあり、効率的な農業経営が困難になりつつあります。
- 中山間地域の野生鳥獣によって農作物被害が増加し、離農や廃業による農業従事者の減少や、耕作放棄地に拍車をかけています。
- 「食」に対する消費者の関心が高まり、安全安心への取り組みや地産地消、また、地域資源を活用した特産品の生産振興が求められています。

この施策の課題

- 地域の特性に応じ、多様な担い手が農地を多面的に活用するため、地域に根ざした担い手の確保と地域全体がともに農業を推進できる仕組みが必要です。
- 平坦地域では、地域毎に集落営農組織や、担い手に農地を利用集積し、経営規模の拡大によって、生産性の向上、効率的経営を推進する必要があります。また、農地の面的整備などの基盤整備を推進し、優良農地を確保する必要があります。
- 中山間地域では、効率的な農業経営が困難であることから、地域の多様な農業従事者を地域の担い手と位置づけ、楽しみの農業等の展開を支援する必要があります。また、獣害から地域の農地を守る体制や仕組みづくりが必要です。
- 「食」の安全安心への取り組みを強化し、消費者に支持される農畜産物の生産が求められます。

施策の展開

《重点施策》

○ 農業振興地域整備計画に基づく農業の振興

農業に関する基礎調査を実施し、農業振興地域整備計画を見直し、優良農地を適正に確保するなど、計画的に農業の振興を図ります。

○ 平坦地域における農業の振興

平坦地域において、効率的かつ安定的な農業経営を目指した農業生産基盤を整備するとともに、地域農業の担い手に対し農地集積と制度資金の支援等を行うことで、認定農業者の確保や集落営農組織の育成に取り組みます。

○ 中山間地域等における農業の振興

中山間地域等直接支払交付金制度などを活用し、地域住民が一丸となって、耕作放棄地の解消や獣害対策を行い、定年退職者や女性グループなど、多様な担い手が農業を通して楽しみや生きがいを実感できる農業支援に取り組みます。

《主要施策》

○ 生産調整の推進

米の生産調整と、他作物の生産による食料自給率の向上を推進します。平坦地域では、麦・大豆・飼料用米等の生産増進、また、中山間地域では、生産調整とともに耕作放棄地の発生抑制等で農地保全を推進するなど、それぞれの地域の特性に応じた施策展開により、水田農業の経営の安定化を図ります。

○ 安全安心で地域の特性を生かした農畜産物の振興

松阪牛や松阪の茶、松阪赤菜、嬉野ダイコン、クレソンなど地域資源を生かした特産品の生産振興を図るとともに、松阪農業公園ベルファームなどの施設を通じて、地産地消や食育を推進します。

この施策の目標

林内路網の整備、森林施業の集約化および必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを推進します。また、森林の持つ地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮するため、地域林業の担い手である森林組合を中心に、計画的な森林整備を促進するとともに、地域の森林資源の活用に向けて取り組みます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
森林整備 (間伐実施目標)	4,700ha	7,500ha
林道整備	295.2km	298.9km
地域材木造住宅基本設計支援 (H19~H25 年度設計支援目標)	31 棟	106 棟

この施策の現状

- 木材需要や価格の低迷によって、林業採算性が悪化し、林内の路網整備や施業の集約化が遅れ、森林所有者の林業振興への意識は低下しています。そのため、森林の適正管理が行われず放置林が増加し、森林災害が危惧され、林業の担い手の高齢化や後継者不足など、林業を取り巻く状況は厳しい状況にあります。
- 一方、森林の地球温暖化防止への貢献や、カーボンニュートラル*など、環境にやさしい木材利用の拡大による、緑の循環への人々の期待も高まっています。

この施策の課題

- 林道などの林内路網の整備や林業の高性能機械化、施業の集約化など、低コスト化と生産性向上への取り組みを推進する必要があります。
- 森林所有者の高齢化により、担い手の育成や森林境界の明確化、森林現況等の情報を整理するための取り組みを推進し、これらを通じて原木を安定供給できる体制を整備するとともに、地域材の活用や新エネルギーへの利活用等により、木材需要の拡大が求められています。
- 地球温暖化防止などの地球環境保全を推進するため、間伐等の森林の適正管理が必要です。

* 自然界で植物や森林などが吸収する CO₂ (二酸化炭素) 量と、木質バイオマス等の消費により排出された CO₂ 量が同量であった場合、排出量の収支はゼロであり、大気中の CO₂ の総量は増加していないという考え方。

施策の展開

《重点施策》

○ 原木の安定供給に向けた取り組みの推進（生産）

健全な森林の育成、経営安定のため、森林施業の集約化と林内路網整備を進め、優良材生産に向け、適時適切な森林整備を行います。

○ 森林の公益的機能の向上（環境）

森林の持つ国土保全や、地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮するため、適正な森林整備や治山対策を進めるとともに、間伐材等の未利用資源を木質バイオマスなどとして利用します。

○ 地域材の需要拡大（木材利用）

林業等の関係者との連携によって、地域材を活用した木造住宅の建築促進や、公共施設への積極的な利用を進め、地域材の需要拡大に取り組みます。

《主要施策》

○ 担い手の育成

林業労働者の雇用の安定による林業振興を図るため、自立に向けた林業関係団体の育成や、林業経営を支援し、労働力を確保します。

○ 獣害対策の推進

林産物等への被害防止のため、有害鳥獣対策を行います。

この施策の目標

安定的な水産資源の確保に向けて、「つくり育て管理する漁業」を目指し、計画的な水産資源管理や増殖事業を、国、県等の指導のもと、漁協等を中心に積極的に行い、本来、漁場が持つ生産力の回復を図るとともに、担い手の育成と安全な漁業活動のための機能を有した施設整備に取り組みます。

また、消費者ニーズをとらえた安全安心かつ消費者に支持される水産物の生産を振興します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
漁業組合員数	214 名	220 名
アサリの生産数	550 t	800 t
猟師漁港海岸保全施設整備率	76.5%	95%

この施策の現状

- 近年、漁業環境の悪化による漁獲量の減少が著しく、漁業者の高齢化や後継者不足など、水産業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。とくに、主幹魚種であるアサリは、県・市・漁協が連携して漁場改善や資源放流の取り組みを行っているものの安定した漁獲量が見込めない状況にあります。
- 内水面では、鮎・あめごの稚魚を放流し、あわせて食害鳥類の駆除を行いながら、資源の増殖を図っていますが、河川環境の悪化から天然鮎などの繁殖が十分ではありません。

この施策の課題

- 地域の恵まれた特性を生かして、漁場を回復し、高度な漁業知識や技術を継承した担い手を育成する必要があります。
- 安定的な漁業資源を確保するためには、漁場の整備と自主規制による資源管理など、計画的な生産が必要です。
- 漁港海岸施設の背後地の安全確保と施設の機能向上を図るために、計画的な整備を図る必要があります。
- 主幹魚種であるアサリ、青ノリなどの生産振興に努め、地域のブランド産品として確立することが求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 漁業環境整備の推進

漁港の機能の維持向上と多様化した市民ニーズへの対応のため、背後地の安全確保や、防護・環境・利用の調和のとれた漁港海岸施設の整備を行います。

○ つくり育て管理する漁業の推進

地域の特性に応じ、主幹漁業であるアサリなどの水産資源を安定的に確保するため、漁場の底質改善で漁場の回復や、計画的な資源管理や保護・増殖に取り組みます。また、内水面でも、河川環境の保護とともに、鮎・あめごの稚魚を放流し、資源の保護・増殖に取り組みます。

《主要施策》

○ 水産物の特産振興

水産資源の安定的確保にあわせて、アサリや青ノリのブランド化を推進し、販路拡大に取り組みます。

○ 担い手の育成と後継者の確保

つくり育てる漁業の推進にあわせて、意欲ある生産者や、高度な漁業知識や技術を継承した担い手を育成します。

この施策の目標

商業活性化の推進や市場機能の充実を図るとともに、中心市街地においては「大阪まちなか再生プラン」の具現化に向けた取り組みを進め、商店街および個店の活性化を目指します。

企業間連携の推進をはじめ、人材育成と活用の推進、企業誘致による産業集積の促進など、地域産業の魅力づくりに取り組みます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
中心商店街空き店舗件数	40 件	31 件
商店街・個店向上セミナー等の回数・参加人数	2 回・30 人	3 回・50 人
企業間交流会・技能者研修会等の回数・参加人数	2 回・270 人	4 回・400 人

この施策の現状

- 商業を取り巻く情勢の変化が中心市街地や一般の商店に大きな影響を与えており、それぞれの地区における商業活力の低下を招いています。
- 産業経済の国際化や産業構造の変化により、技術革新による市場競争の激化など厳しい局面を迎えており、多くの企業で事業の再構築が求められています。

この施策の課題

- 消費者ニーズに対応した魅力ある店づくりや商業を支える人材・組織の育成や強化など、商業活性化の推進が求められています。とくに中心市街地活性化については、活気ある商店街づくりに向けた取り組みが必要です。
- 経済構造の変化に柔軟な対応をしながら、活力に満ちた地域産業の基盤づくりが課題であり、雇用の創出と異業種交流や産学官の協働の推進、人材の育成などが求められています。
- 民間開発による工業団地への企業誘致の推進と遊休地・跡地等の産業用地の掘り起こしを行い、企業や関係機関へ積極的な提言活動による企業誘致が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 魅力ある商業活動の推進

個性と魅力ある商業・サービス業の集積を図り、関係機関・団体と連携し、活気ある商店街づくりに取り組みます。

○ 工業の振興

既存のものづくり産業の活性化と新たなものづくり産業を創出するため、企業間連携の推進をはじめ、人材育成と活用の推進、産業集積の促進など、地域産業の魅力づくりに取り組みます。

○ 企業立地の推進

企業誘致の支援体制を図るため、大都市圏での産業・経済人の交流の場をつくることにより、都市圏でのネットワークを構築していきます。また、松阪地域産業活性化基本計画に沿った産業の集積化を推進していきます。

《主要施策》

○ 経営基盤の充実と関係団体との連携強化

講座やセミナーなどの開催により、経営能力や技術等の向上および人材の育成を行います。また、中小事業所の経営支援のための情報提供や融資制度の活用促進と信用保証制度の充実を図ります。とくに、商工関係団体との連携を図り、小規模事業所への経営改善普及事業を充実していきます。

○ 地域内における企業間連携と交流の推進

異業種間の情報交流の機会を促進することにより、新たな取引の進展と新事業の創出を図ります。

[関連する計画]

- ・松阪まちなか再生プラン（平成 22 年度～平成 24 年度）
- ・松阪地域産業活性化基本計画（平成 19 年度～平成 24 年度）

施策4-5 雇用・勤労者福祉、消費生活

主担当：まちづくり交流部／商工政策課

この施策の目標

雇用機会の創出と雇用の安定とともに勤労者福祉の向上を図り、女性・若年者・高齢者・障がい者・外国人労働者をはじめ、すべての勤労者が生きがいを持って安心して働ける魅力ある労働環境づくりに取り組みます。

また、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を送ることができるまちづくりを進めます。

この施策の現状

- 平成21年8月以降、有効求人倍率は穏やかな上昇に転じていますが、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。今後の経済情勢については、中小企業には依然として慎重な見方があるものの全体として持ち直しの動きが期待されていますが、雇用情勢については景気動向に遅れる傾向にあることなどから、引き続き、厳しい状況が続くものと予想されます。
- 消費者を取り巻く環境が大きく変化してきているなか、消費者トラブルは増加し、その内容も複雑化・多様化かつ悪質・巧妙化してきています。

この施策の課題

- 雇用機会の創出と雇用の安定、職業能力の開発、雇用情報の提供など、安心して働ける職場づくりが重要であり、これらの取り組みが地域産業の振興を促すうえで必要となってきました。
- 複雑・巧妙化する悪質商法による消費者被害に陥らないようにするため、悪質商法の手口や被害に関する情報提供、被害防止のための啓発活動など、未然に防ぐための施策を推進するとともに、消費生活相談窓口の体制強化と多重債務者等に対する対策が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 雇用の安定と雇用支援の推進

若年者、女性、高齢者、障がい者等の雇用の確保のため、企業への働きかけや、関係機関や団体と連携し、雇用の支援を推進していきます。

○ 消費者教育・啓発事業の推進

消費生活の向上と安定、消費者トラブルや多重債務における窓口・電話相談の充実を図ります。また、消費者への情報提供・啓発活動を展開していきます。

《主要施策》

○ 労働環境の整備促進

適正な雇用、条件労働の確保等、企業への理解に努めるとともに、男女雇用機会均等法等の普及啓発に努めます。

○ 勤労者福祉の促進

勤労青少年ホームおよび勤労者サービスセンターの事業の充実を図り、勤労者の福利厚生の上に取り組みます。

○ 消費生活相談窓口の強化

担当職員の資質を向上させ、多重債務者に対する問題解決がスムーズにできるよう取り組みます。

【関連する施策】

- 施策 1-4 地域福祉（P.40）「就労支援の推進」
- 施策 1-6 障がい者福祉（P.44）「社会参加の促進および雇用支援」

この施策の目標

レジャーとしての競輪の楽しさをアピールするとともに、他の競輪場との連携を進めるなど、競輪の魅力向上を図り、競輪場への来場者の獲得に努めます。また、業務内容の見直しや改善による経営の効率化を進めることで収益の増進を目指します。

この施策の現状

- 競輪事業を取り巻く状況は大変厳しく、長引く景気の低迷やレジャーの多様化、施設の老朽化などにより競輪場への集客数は減少しており、売上においても減少しています。

この施策の課題

- 来場者へのさらなるサービスの充実や新たな競輪ファンの拡大を図るため他の競輪場との連携強化や魅力あるイベントの開催、施設の改修などソフトとハード両面での整備が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 競輪場経営の効率化

『松阪競輪あり方検討会』からの提案や国の動向等を踏まえ、収益の確保を含めた競輪場経営の効率化に取り組みます。

○ 魅力があり、集客力のある競輪場づくり

入場門や場内のカラーリングを行うなど競輪場としての環境整備を行うとともに、来場者が快適に過ごせるよう場内案内図をリニューアルするなど、魅力的で集客力のある競輪場づくりに取り組みます。

《主要施策》

○ ファンサービスの充実

選手会との連携による場内イベントを開催し、競輪ファンと選手とのふれあいを行うなど、身近に感じられる競輪場づくりに取り組みます。

また、これまでの競輪ファンはもちろんのこと、新たな競輪ファンの獲得のため初めての来場者にも楽しんでいただけるように、競輪の楽しさや奥深さを体験してもらえるような取り組みを進めます。

この施策の目標

交通事故に対する調査分析、街頭指導や啓発活動、年代に応じた交通安全教育など、交通事故から市民の生命、身体および財産を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守、交通マナーの向上に取り組み、交通死亡事故および負傷者数の減少を目指します。

この施策の現状

- 交通事故は、全国レベルでは年々減少しており、本市においても減少傾向にあります。しかし、平成22年12月末日の全国平均との比較（10万人規模換算）では、本市の交通事故死者は3倍近い状況となっています。
- 平成22年1月1日から12月31日までの交通事故死者21人のうち、65歳以上の高齢者の方が10人亡くなられており、なかでも歩行中に交通事故の犠牲となった方は6人です。また、夜間における交通死亡事故は全体（21件）の約6割にあたる13件となっています。

■交通事故の推移

	H18	H19	H20	H21	H22
人身事故（件）	1,256	1,252	1,128	1,130	1,036
傷者（人）	1,668	1,617	1,492	1,538	1,355
死者（人）	20	10	14	13	21
全国ワースト順位 （順位/全国10万人 以上都市数）	7/257	48/261	7/261	13/262	1/265

この施策の課題

- 日ごろから交通安全に対する意識と安全運転に心がけるため、幅広い年齢層に効果的で効率的な啓発活動を行うとともに、学校や住民協議会、関係団体などとの連携による市民の自主的かつ主体的な交通安全活動を促進していく必要があります。
- 夜間の歩行者は夜光反射材を着用していないと交通事故に遭う可能性が高いことから、とくに高齢者の着用率を高めていくことが求められています。
- 高齢者に対する交通安全教育は老人会（クラブ）を中心に行っていますが、平成22年6月現在、高齢者の老人会（クラブ）等への加入率が約2割と低く、加入していない高齢者への交通安全教育が必要となっています。

施策の展開

《重点施策》

○ 交通安全意識の高揚

地域で推薦されている交通指導員による歩行者や運転者への交通指導の実施や、警察や地域、学校と連携した交通安全街頭指導を実施します。また、各種イベントやキャンペーンの実施、夜光反射材などの啓発物品を配布し、交通安全意識の高揚に取り組みます。

○ 交通安全教室の実施

警察や関係団体などと連携し、交通安全教育指導員「とまとーず」による交通安全教育を、おもに高齢者や子どもを対象として実施するとともに、幼児や低学年の児童を持つ親への交通安全教育を実施します。また、自転車の運転マナーと放置防止について啓発していきます。

《主要施策》

○ 交通環境整備の調査分析

交通死亡事故に重点をおき、警察などの関係機関と連携し、交通事故原因について客観的な分析を行い、交通事故を抑止する具体的な交通安全対策を展開していきます。

[関連する計画]

- 松阪市交通安全計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

[関連する施策]

- 施策 5-7 道路・河川（P.100）

この施策の目標

台風や集中豪雨、地震などの自然災害や、近年発生が予測される東海・東南海・南海地震の大規模災害、さらには武力攻撃や大規模テロなどから市民の生命、身体および財産を守るために、地域住民や各種団体、国、県、警察、企業などの関係機関と連携し、松阪市地域防災計画等に基づき、都市基盤や防災設備の整備を進め、総合的かつ計画的な防災対策と防災危機管理体制を充実します。

また、食料品や日用品などの販売業者と災害時支援協定を締結し、災害に強いまちづくりを目指します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
災害時支援協定件数	28 件	34 件

この施策の現状

- 台風や集中豪雨時には、三重県「土砂災害危険区域図」等に掲載されているように、中山間地域で地すべりや山崩れの恐れのある危険箇所が、また、「松阪市津波ハザードマップ・洪水ハザードマップ」等に掲載しているように、市街地においても浸水が懸念される地域があります。
- 自治会連合会と協働で実施する防災研究会や、自治会を単位とする自主防災組織の育成に取り組んでいますが、地域による温度差が今なお存在しています。
- 一般木造住宅の無料耐震診断や、耐震補強設計および耐震補強工事に対する補助事業を実施するなどして住宅の耐震化に取り組んでいますが、近年は、制度の利用率が低迷しています。

この施策の課題

- 地震対策として、一般木造住宅の耐震補強や家具の転倒防止など被害を最小限に抑えるための対策が求められています。
- 非常時における迅速な情報収集や伝達システムとして防災行政無線の整備を進めていますが、加えて他の情報伝達（複数のチャンネル）の構築が必要です。
- 災害発生後の避難生活に備え、市で災害用備蓄食（約3万食）や毛布、飲料水、ろ過機、発電機等を備蓄していますが、十分な避難生活のためには個人レベルでの備蓄が必要です。
- 災害発生時に迅速に地域で助けあい、支えあうため、自主防災組織の育成が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 地震対策の充実

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一般木造住宅の耐震診断、耐震補強や家具の固定、耐震シェルターの設置などを進めます。また、倒壊する危険性のある家屋や塀、家具等の転倒防災対策を行う必要性を周知し、大規模災害時の被害を最小限に抑えます。

○ 自主防災・地域防災体制の強化

自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図り、災害発生時に迅速に地域で助けあう「共助」の仕組みを構築します。とくに一人暮らしの高齢者や障がい者等については、地域で支えられる仕組みの構築に取り組んでいきます。また、食料品や日用品などの販売業者と災害時支援協定を締結し、災害に強いまちをつくります。

○ 防災意識の高揚

市民向けの防災講座、幼保育園や小学校等で上演している防災紙芝居、自治会連合会との協働による減災対策の研修会などを開催し、地域および市民一人ひとりに「公助」に頼らない「自助」「共助」の防災意識を高めていきます。また、総合防災訓練などを通じ、「自助」「共助」「公助」が効果的に連携できるように取り組みます。

《主要施策》

○ 情報伝達と避難体制の充実

地震警報などの緊急告知（注意喚起）やその他必要な情報の伝達を迅速かつ系統的行うため、防災行政無線や災害時に発信できる携帯メール等の伝達体制を整えます。また、災害発生時に必要な食料、飲料水、毛布、非常用浄水器、避難所用簡易間仕切りなどの備蓄を行います。

○ 関係機関との連携と応援体制の充実

防災関係機関、医療機関、他自治体との連携強化および応援体制の充実を図り「公助」の機能を充実します。

[関連する計画]

- 松阪市地域防災計画（平成 22 年度修正）
- 松阪市国民保護計画（平成 22 年度修正）

[関連する施策]

- 施策 5-3 消防・救急・救助（P.92）
- 施策 5-7 道路・河川（P.100）

この施策の目標

市民の生命、身体および財産を守るため、複雑・多様化するさまざまな災害に対応するとともに、災害による被害を最小限に抑え、消防組織の基本理念である市民の「安全・安心」の確保を目指します。

消防施設の整備はもとより、高度な技術や知識を備えた人材の確保による消防力の向上を図り、消防・救急・救助体制の充実強化に取り組みます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
住宅用火災警報器の設置率	62.3%	80%
耐震性貯水槽数	127 か所	149 か所

この施策の現状

- 都市化や社会環境の変化などを背景に各種災害は大規模化、多様化する傾向にあり、全国各地では突発的な集中豪雨など大規模な自然災害が多発しています。また、複雑・多様化する火災に加え、新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する市民の不安や関心は高まっています。
- 近年、救急車による搬送人数は、4年連続で1万人を超えており、同規模の管轄人口を持つ全国の消防本部の平均搬送人数と比べ、年間約2,000人～3,000人多い状況にあります。このため、今後は、重症患者への対応の遅れや救急搬送時間の遅延が危惧されています。
- 「松阪地区救急相談ダイヤル24」の開設後1年間の相談件数は12,867件、救急搬送人数は12,697人(軽症者割合60.4%)で、開始前の1年間(軽症者割合66.4%)と比べ軽症者の割合は6ポイント減少し、その効果が示されています。

この施策の課題

- 「松阪地区救急相談ダイヤル24」の利用を促進するなど、救急車の適正利用の啓発を行う必要があります。
- 災害に対する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、国が示している「消防力の整備指針」に基づき、消防体制の充実強化を図る必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 救急相談事業の推進

救急車の適正利用を進めるため、救急相談が24時間無料で利用できる「松阪地区救急相談ダイヤル24」の適切な運用と利用促進に取り組みます。

○ 松阪地区広域消防組合（常備）・松阪市消防団（非常備）消防体制の整備

消防力の整備指針に基づき、消防車両等の適正な配置や消防技術の向上など消防体制の充実強化に取り組みます。また、地域の安全安心の中核をなす消防団組織の活性化と消防団活動の充実強化に取り組みます。

○ 救急体制の強化

松阪地区医師会や総合病院などの関係機関との連携を密にし、救急体制の充実を目指します。また、事故現場に居合わせた方（バイスタンダー）の早い通報と適切な応急手当が必要なため、市民や事業所に対し、AED（自動体外式除細動器）を取り入れた救命講習会を開催し、その普及啓発に取り組みます。

《主要施策》

○ 火災等各種災害予防の推進

住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅火災による災害弱者の死傷者減少に取り組みます。

○ 自主防災体制の強化

自主防災組織の育成指導および消防職団員OBで組織する松阪地区消防支援隊の活性化に努め、地域の防災力を強化します。

○ 予防指導の強化

防火管理者に対する指導および査察体制を強化するなど事業所等の防火意識の高揚に取り組みます。

○ 消防水利の整備

災害時に活用する消防水利を確保するため、既存水利の整備保全と耐震性貯水槽の計画的な設置に取り組みます。

○ 救助体制の強化

特別救助隊員および水難・山岳救助等に従事する救助隊員に対する教養・訓練の充実を図るなど救助体制を強化します。

〔関連する施策〕

- 施策1-1 救急医療（P.34）
- 施策5-2 防災（P.90）

この施策の目標

市民や地域、事業者、警察をはじめ、松阪地区生活安全協会等の関係機関・団体との協働および連携を強化し、一体となった諸活動を展開することで、「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

この施策の現状

- 刑法犯認知件数は、松阪警察署管内で平成14年の4,211件をピークに平成20年の2,526件まで6年連続で減少してきましたが、平成21年には2,645件となり、県内および松阪警察署管内で増加に転じてきています。
- 地域や他人への無関心や社会全体の規律意識の低下が、生活に身近な犯罪を増加させています。具体的には、自転車盗(H21:490件)、車上ねらい(同:353件)、空き巣等の窃盗犯(同:2,078件)が大きな割合を占めており、一人ひとりが締錠などの防犯対策を講じていれば未然に防止できた犯罪も多数存在します。
- 松阪警察署や教育委員会など関係機関と連携して注意喚起メールの配信や青色回転灯装備車などによる防犯パトロールを実施していますが、子どもや女性を狙った声かけ事案(不審者情報)(H21:95件)が多発しています。

この施策の課題

- 生活に身近な犯罪が多発傾向にあることから、一人ひとりの防犯対策や防犯意識をより高める必要があります。
- 地域での自主防犯活動団体が平成22年11月1日現在で36団体が発足しており、その活動も活性化していますが、依然として地域間での温度差があることから、「市民皆防犯パトロール隊」という意識の高揚とともに一体的な活動に対する取り組みが必要です。
- 平成4年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行後、警察による取締りも強化されていますが、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動を発展させるためにも、引き続き暴力団排除活動の推進が必要です。
- 強盗や性犯罪、殺人等の凶悪事件の被害者となった犯罪被害者への心身ケアやサポートについて、「みえ犯罪被害者総合支援センター」と連携し犯罪被害者支援を行っていますが、行政の横断的な支援対策が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 防犯対策の充実

警察などと連携した防犯講習会の開催や訓練等を実施し、市民や地域の防犯対策を支援します。

○ 暴力追放運動の推進

警察や暴力追放センターなどの関係機関との連携や、各種イベントでの啓発などにより、暴力団追放三ない運動「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」に地域や企業ぐるみで取り組みます。

○ 防犯意識の高揚

松阪市安全・安心施策推進協議会の取り組みと、松阪地区生活安全協会との連携強化により市民の防犯意識を高めます。

《主要施策》

○ 防犯啓発および防犯対策の推進

各種イベント等で犯罪情勢の情報提供や犯罪対策の啓発を推進するとともに、防犯アンケート等を実施するなどして防犯意識の実態把握と今後の対策等を検討します。

○ 自主防犯活動の組織化および活動支援

松阪地区生活安全協会の支援を強化するとともに自治会連合会防犯研究会と連携し、地域での青色回転灯装備車による防犯パトロールや自主的な防犯活動の活性化に取り組みます。

○ 犯罪抑止設備（防犯灯等）の整備促進

防犯灯の設置や地域で危険箇所等の点検を行うことで、犯罪が発生しにくい環境づくりを進め、犯罪抑止に取り組みます。

○ 地域や関係機関との連携の強化

松阪警察署、松阪地区生活安全協会、自治会連合会等と連携することで情報を共有し、効果的かつ効率的な防犯活動を展開します。

[関連する計画]

- ・松阪市生活安全・安心基本計画（平成 20 年度～平成 27 年度）

この施策の目標

市民一人ひとりが環境保全への意識を持ち、安全で快適に暮らすことができる生活環境を維持していくことで、環境に配慮したやさしいまちづくりを実践し、うるおいある豊かな環境を守り、そして次世代へと受け継いでいくことを目指します。

この施策の現状

- 本市は、広大な市域の中に山林から海まで豊かな自然を有し、そこには多様な生態系を育んでいますが、便利な暮らしを求め続けるライフスタイルは、環境への負荷を増大させ、その影響は豊かな自然環境まで深刻な影響を与えています。
- 地球温暖化などの環境悪化が懸念されるなか、太陽光や木質バイオマス等の環境にやさしい新エネルギーへの関心が高まっていますが、ノウハウの少なさやコストの問題から、広く普及されていない状況にあります。
- ペットの飼育や浄化槽の不適切な管理によって近隣トラブルが起っています。

この施策の課題

- 環境問題は一人ひとりの問題であるという意識のもと、市民それぞれが日ごろから環境にやさしい行動を実践していく必要があります。
- 新エネルギーなど脱温暖化への取り組みを実践していくためには、市民の意識を高めるとともに、地域振興や産業振興の面から、地域レベルで導入していくよう検討していくことが求められています。
- 環境衛生における近隣公害の解決には、個々のモラルの向上を図るとともに、衛生面のソフトとハードの整備と、それらの適正な維持管理が必要です。

施策の展開

《重点施策》

○ 環境にやさしい活動の実践

松阪市環境パートナーシップ会議を中心として効果的な啓発などを行い、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境にやさしい活動を促していきます。

○ 環境マネジメントプログラムの推進

既存の環境マネジメントシステムや、現行の環境基本計画を見直し、新しい環境マネジメントプログラムに基づいた環境にやさしい取り組みを進めます。

《主要施策》

○ 環境監視体制の充実

各種環境調査や公害防止協定事業場調査を引き続き行っていくとともに、関係機関と連携して、公害防止への指導や啓発を行います。

○ 地球環境問題への取り組み

地球にやさしいまちの実現に向けて、自然環境や地域資源を活用した新エネルギーの活用など、脱温暖化への効果的な取り組みを進めます。

○ 合併処理浄化槽の設置促進

生活排水の適正な処理を行うために、合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、関係機関と連携して、浄化槽の適正な維持管理の啓発を行います。

○ 動物愛護意識の高揚

ペットの適正飼養向上のために、関係機関と連携して啓発等を行い、市民の動物愛護の意識を高めます。

○ 斎場（火葬場）・霊苑施設の利便性の向上

利用者ニーズの把握を行うなど、斎場（火葬場）や霊苑施設の利便性の向上に取り組めます。

[関連する計画]

- 松阪市環境基本計画（平成 19 年度～平成 27 年度）
- 松阪市地域新エネルギービジョン（平成 19 年度～）
- 松阪市生活排水処理基本計画（平成 20 年度～）
- 地球温暖化対策率先実行計画（平成 19 年度～平成 23 年度）

この施策の目標

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本として、市民・事業者・行政が連携してごみの適正な処理を行うとともに、ごみの発生抑制と再利用の促進を図ることで、資源を有効に利用できる循環型のまちづくりを目指します。

項目	現状（H21）	目標（H25）
ごみ量	60,506 t	59,569 t
集団回収量	5,536 t	7,497 t
一人一日当たりのごみの排出量	970 g	968 g
リサイクル量	18%	29%

※一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の、平成27年度の目標値「ごみ量 58,541 t、一人一日当たりのごみの排出量 956 g、リサイクル率 30%」に基づき、平成25年度の排出量見込みを算出しています。

この施策の現状

- 3R の考え方を基本として、さまざまな視点からごみ減量と資源化の啓発を行うことで、ごみ処理に対する市民の関心が高まり、近年はごみの減量と資源化において一定の効果が表れてきています。
- 市内のごみ処理施設は老朽化が懸念されており、将来のごみ処理一元化やリサイクルの啓発施設の必要性などを見据えて、ソフトとハードの両面から整備することが求められています。

この施策の課題

- 適正なごみ処理やごみの資源化には、市民や事業者など、個々のごみに対する意識を向上し、地域社会全体で連携した取り組みを行っていく必要があります。
- 地域振興局管内では、現在も市外の処理施設でごみ処理が行われていることから、新しい処理施設によるごみ処理一元化の実現が求められています。
- 不法投棄対策を進め、まちの美化に対する市民の意識を高める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ ごみ処理一元化の推進

新ごみ処理施設の整備を行い、施設の老朽化への対応とともに、全市的なごみ処理一元化の実現を図ります。

○ ごみ減量と再利用の推進

3R の取り組みを推進し、ごみ減量と資源化に対する市民や事業者の意識の向上と、実践に向けて取り組みます。

○ 不法投棄防止の啓発

不法投棄防止監視パトロールを行うなど、家電製品等の不法投棄への監視強化と、不法投棄防止のための啓発を行います。

《主要施策》

○ 環境教育・啓発の推進

新リサイクルセンターを活用し、3R を推進する市民団体の育成や学習を行うとともに、幼稚園や学校で環境保全の取り組みを実践することで、子どもから大人まですべての市民のごみ減量化に対する意識が高まるよう取り組みます。

○ 資源物回収の推進

資源物の回収数・回収量を増加するとともに、市民が資源物を出しやすい環境づくりに地域で取り組むことにより、ごみの減量と資源化を進めます。

○ 指定ごみ袋の導入

指定ごみ袋の導入を行い、ごみ減量と分別の適正化や収集作業の安全性の確保、ごみ出しマナーなどの向上を図ります。

[関連する計画]

- 松阪市環境基本計画（平成 19 年度～平成 27 年度）
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 19 年度～平成 33 年度）
- ごみ処理基盤施設建設基本計画（平成 21 年度～平成 35 年度）

この施策の目標

市民の生活に必要な不可欠な生活基盤である道路や河川の整備を進めることにより、自然災害や交通災害から市民のいのちを守るとともに、快適な生活空間の確保を目指したまちづくりを行います。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
都市計画道路の整備率	44.8%	47.0%
橋りょう耐震補強の整備数	30 橋	34 橋
河川改修 (九手川・真盛川・中川) の整備延長	628m	1,558m

この施策の現状

- 松阪市の道路状況は、依然として交通渋滞が多く発生しているとともに、救急車・消防車等の緊急車両の進入が困難な道路が多い状況にあります。また、歩行者や自動車などの安全な交通の確保のため、幹線道路等の整備が求められています。
- 道路・橋りょう等の施設は老朽化が進み、災害時における橋りょうの機能確保への対策と適正な維持管理が求められています。
- 市内には、一級河川である櫛田川、雲出川、中村川をはじめ多くの河川が流れていますが、これらの河川は未改修部分も多く、また近年の開発にともなう流量も増大しており、台風や集中豪雨等による浸水被害が懸念されています。

この施策の課題

- 慢性的な渋滞の解消や、大規模災害時の緊急避難路および輸送路としての役割を果たすため、広域幹線道路網の整備や橋りょうの耐震補強を進める必要があります。
- 歩道の設置や道路の拡幅等の整備を進めるとともに、歩行者の安全確保、交通環境の向上を目指すとともに、道路・橋りょうの適正な維持管理を行う必要があります。
- 大雨や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、河川改修や排水対策を進める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 幹線道路網の整備

交通環境の向上や、都市間連携の強化を図るため、広域幹線道路や市内幹線道路等の整備を行います。

○ 浸水対策の推進

弱小堤防の強化、河床掘削、堤防・護岸の整備などの河川改修を進め、大雨や集中豪雨による河川の増水や浸水被害の軽減に取り組みます。

○ 道路の安全対策の推進

安全で安心な交通環境の確保のため、交通安全施設（ガードレール、カーブミラー等）の整備や交差点改良、歩道の整備などを行います。

《主要施策》

○ 橋りょうの耐震補強整備

大規模災害時の緊急避難路や輸送路の確保のため、橋りょうの耐震補強を行います。

○ 道路・橋りょうの適正な維持管理

市民生活に身近な市道の整備と維持管理を行うとともに、橋りょうの老朽化に対応するため、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、予防的修繕や計画的な架け替えを進めます。

[関連する計画]

- 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）

[関連する施策]

- 施策 1-4 地域福祉（P.40）「交通バリアフリーの推進」
- 施策 5-1 交通安全（P.88）
- 施策 5-2 防災（P.90）
- 施策 5-10 下水道（P.106）

この施策の目標

公営住宅の長寿命化計画を定め、予防保全的な維持管理を行うことで、安全で快適な住環境の確保を目指します。

また、スポーツ・レクリエーションなど多様化する市民のニーズに対応した公園の整備に取り組むことで、市民の憩いや交流の場となるような、魅力的な公園を提供します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
市営住宅の屋上改修	80 棟	105 棟
一人当たりの都市公園面積率*	8.5m ²	9.1m ²

この施策の現状

- 本市は現在、市営住宅 39 団地に 1,685 戸のストックを有していますが、このうち昭和 40 年から 50 年代に建設された団地は、建物および施設の老朽化が著しいのがみられます。
- 都市公園は、中部台運動公園、鈴の森公園、街区公園など 343 か所の公園が設置されていますが、一人当たりの公園面積は 8.5m²であり、県平均 9.2m²、国平均 9.6m²を下回っている状況です。また、身近な公園として機能する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備水準が低いことから、市内全体でバランスのとれた公園配置が求められています。

この施策の課題

- 市営住宅の適正な維持保全のため、効率的で効果的な事業計画に基づくストックの管理や、維持管理、早期の建て替えが求められています。
- 多様化する市民のスポーツ・レクリエーションの需要に対応するため、総合運動公園等の整備を進める必要があります。
- 地域住民の憩いの場として身近な公園に対する要望があることから、住宅団地等の開発により設置される公園、緑地の整備については指導を行い、また、既存の公園については、幼児から高齢者までが安全に利用できるように施設の計画的な改修や安全管理を強化する必要があります。

* 都市公園の総面積を都市計画区域内人口で割り出した数値。

施策の展開

《重点施策》

○ 公営住宅のストック管理

老朽化が進む公営住宅について、屋上の防水や外壁改修などの予防保全的な改善と適正な維持管理を行い、公営住宅の快適な住環境の確保と長期的な活用を図ります。

○ 総合運動公園の整備促進

スポーツやレクリエーションに対する多様なニーズに対応し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整えるため、多目的な競技運動施設やジョギングコースなどを整備します。

《主要施策》

○ 身近な公園の整備推進

身近な公園・緑地の確保に向け、新たな民間による宅地開発事業等において、公園・緑地の整備について指導を行います。

○ 公園施設の整備・充実

市民の多様なニーズに対応し、市民が安心して気軽に利用できるよう、施設の整備に取り組めます。

[関連する計画]

- ・松阪市社会資本総合整備計画（住宅）（平成 23 年度～平成 27 年度）
- ・松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年度～平成 37 年度）

主担当：上下水道部／上下水道総務課
上水道建設課
水源管理課

この施策の目標

水道水は市民の生活を支えるライフラインとして欠かせないものであるため、安全・安心で良質な水道水を、安定して供給していくことを目指します。

項目	現状 (H21)	目標 (H25)
基幹水道構造物の耐震化	9 施設	17 施設
基幹管路の耐震化率	20.8%	25%
波瀬簡易水道浄水場統合	4 浄水場	2 浄水場

この施策の現状

- 水道水の供給開始から 60 年あまりが経過し、水道施設の老朽化が進んでいます。また、近い将来に発生が予想される大規模地震への対応もあわせて、施設や管路の耐震化と老朽化した施設の整備が求められています。
- 飯高管内の簡易水道施設は、20 年以上が経過しており、施設能力の低下が著しいことから施設の更新時期を迎えています。

この施策の課題

- 基幹施設は緊急性に応じて耐震化を進めているものの、老朽化と処理容量の不足から、新設が必要な施設があります。
- 管路については、高いレベルの耐震性が求められている基幹管路や、布設から 40 年以上が経過した老朽管は、順次耐震性のあるものに取り替えが必要です。また、配水区域への配水の状況に応じて、管路のループ化やバイパス管の整備が必要です。
- 飯高管内における山間地での安定した水道水の供給に向けて、簡易水道施設の効率的な施設整備を進める必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 基幹水道施設の耐震化

老朽化が進む配水施設の大規模地震に備えた耐震化の整備を進めます。

○ 管路の整備

基幹管路や老朽管を、耐震性のある管への取り替えを進めるとともに、管路のループ化やバイパス管の整備を行います。

《主要施策》

○ 簡易水道施設の整備

施設の老朽化が進む飯高管内の統合波瀬簡易水道と西部簡易水道の整備を進め、山間地での安定した配水に取り組むとともに、朝見簡易水道も含め上水道との統合を進めます。

○ 安全で良質な水道水の供給

安全で安心な水道水の安定供給に向けて、監視体制を充実するとともに、水源地域の水質保全への対策を行います。

[関連する計画]

・松阪市水道ビジョン（平成 20 年度～平成 37 年度）

この施策の目標

汚水の適正な排除により市民の快適な生活環境を確保するとともに、雨水の排除による浸水被害の軽減を図ることで、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。また、汚水の処理を行うことによって河川の水質を保全し、豊かな自然環境を守ります。

項目	現状（H21）	目標（H25）
下水道の普及	39.9%	48.0%
雨水整備面積	54.1%	54.5%

この施策の現状

- 下水道は、快適な住環境の整備や公共用水域の水質保全などの重要な役割を担い、その必要性が高まっていますが、下水道普及率は39.9%にとどまっており、全国平均の73.7%を大きく下回っています。また、汚水処理区域面積は平成21年度末で1,525haですが、これは計画面積の30%程度にとどまっています。
- 浸水被害を防ぐための雨水排水用のポンプ場は、著しく老朽化が進んだ施設があり、その維持管理が難しい状況にあります。

この施策の課題

- 下水道事業の推進にあたっては、多額の費用と期間を要することから、長期的な整備計画に基づいて行う必要があります。
- 老朽化した雨水処理ポンプ場の更新を計画的に行い、的確な浸水対策事業を行う必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 雨水ポンプ場施設の整備と更新

集中豪雨での増水時など、緊急時には即座に対応できるよう日常の点検整備を行うとともに、計画的に設備の更新を行います。

○ 適正な排水処理の推進

汚水管渠の整備を進めるとともに、家庭や事業所に下水道への接続を促すことで、生活排水や事業排水の適正処理を行います。

○ 浸水被害への対策

浸水を防ぐための雨水管渠を整備し、大雨や集中豪雨による浸水被害からまちを守ります。

《主要施策》

○ 水洗化の促進

一般家庭や事業場に対して啓発や助成を行うとともに、毎年9月10日を「下水道の日」として啓発活動を行うことで、水洗化への意識の高揚と整備を促します。

[関連する施策]

◦ 施策5-7 道路・河川 (P.100)

施策6-1 行政システムの確立

主担当：市政戦略部／戦略経営課
総務部／契約監理課

この施策の目標

社会経済情勢の変化にともない多様化する行政課題や市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、組織や事務事業の見直しをはじめとする行財政改革に取り組み、時代に応じた効率的な行政運営のシステム（仕組み）を確立し、持続可能な行政経営を目指します。

この施策の現状

- 深刻な経済危機など社会経済情勢の変化により、公共に求められる役割は拡大していく一方で、経済の低成長などにより市税の増加を期待することはできず、また、高齢化の進展にともなう社会保障関連経費の増大など、歳出の増加が見込まれています。
- 市内の公共・公用施設の多くが、建設から相当の年数が経過しており、維持修繕などに関わる費用が今後増加することが予想されます。

この施策の課題

- 今後の厳しい財政運営が迫られるなかで、各施策・事業の効果やその必要性、実施手法について検証を行い、経費のさらなる節減や合理化と執行体制の構築が求められています。
- 限られた経営資源を効率的に活用できるように公共・公用施設の見直しが必要となってきています。

施策の展開

《重点施策》

○ 事務事業の見直し

事業仕分けの実施などにより事業の必要性や実施手法について検証を行い、事務事業の見直しと改善を行います。

○ 合理的な行政組織の構築

行政課題に的確かつ効率的に対応できる行政執行体制の構築と、地域振興の活性化という視点から地域振興局と本庁の役割の整理を行います。

○ 公共施設などの管理手法の見直し

施設の統廃合や、民営化なども含めた公共・公用施設の最適な管理手法を検討していきます。

《主要施策》

○ 公正公平な入札等の推進

社会情勢の変化や、第三者機関となる入札等監視委員会からの意見などを参考に入札制度の改善に取り組み、公平性、競争性が担保される契約行為の推進に努めます。

○ 総合計画の適正な管理

総合計画の進捗管理を行い、その施策の効果などを評価していきます。

[関連する計画]

・松阪市行財政改革大綱（策定段階）（平成 23 年度～平成 26 年度）

この施策の目標

職員の人材育成や能力開発に取り組むため、「人事制度」「職員研修」「職場づくり」の3つの仕組みを一体のものとしてとらえ、総合的かつ戦略的に人材育成施策を展開し、「しあわせ創造型職員」の実現を目指します。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
定員管理の適正化*	1,439 人	1,391 人
人事評価の実施率	0%	85%

この施策の現状

- 自立的な行財政運営を進めるにあたっては、人材に依存するところが大きく、高度化・多様化する市民ニーズへの対応や市民主導で個性のある総合的な行政を担う人材の育成が求められている状況にあります。
- 職員の仕事に対する意識・価値観も以前と比べ多様なものとなっており、仕事を通じての自己実現欲求も高まっています。
- 平成 17 年の合併後、適正な定員の実現に向け、10 年間で 300 人の職員削減目標を掲げ、退職者に対する新規職員の採用抑制に取り組んでおり、市民サービスの質を維持しつつ計画的に進めることが求められる状況にあります。

この施策の課題

- 限られた人員で、質の高い市民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの能力・可能性を十分に引き出し、活用するとともに、全体として自律した有能な職員集団を形成していくことが必要です。

* 平成 17 年 4 月 1 日（職員数：1,654 人）を基準として 10 年間で 300 人の職員削減に取り組んでいます。

施策の展開

《重点施策》

- 人事評価制度の構築および運用
人材育成型の人事評価制度の導入に取り組みます。
- 人事制度の推進
やる気を高め、能力を最大限に引き出す人事制度を推進します。
- 職員研修制度の充実
職員の自学と成長を支える研修の充実に取り組みます。

《主要施策》

- 定員管理の適正化
定員管理の適正化に向け、職員数の削減に取り組みます。
- 人材の確保と活用
高い資質と意欲を有する新規職員を確保するとともに、再任用職員の活用を図ります。
- 職場づくりの推進
人を育て、活力を生み出す職場づくりに取り組みます。

[関連する計画]

- 松阪市職員適正化計画（平成 17 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 1 日）
- 松阪市人材育成基本方針（平成 22 年度～平成 26 年度）

この施策の目標

市民が市政に参加できる機会を保障し、積極的に情報を市民に分かりやすく発信していくとともに、多様な市民の意向を市政運営に反映できる体制の強化を目指します。

また、市民と行政の双方が積極的に情報交流できる仕組みづくりに取り組めます。

この施策の現状

- 行政の広報活動はホームページと広報紙を中心に行っていますが、市のホームページは分かりにくく、検索しにくいなどの意見が多く寄せられています。また、広報紙は作成期間に日数を要することから、情報発信に時差を生じ、即時性に欠けている状況にあります。
- 「市民の声」（平成21年度227件）や「出前講座」（平成21年度59件）の利用は増加傾向にあり、市民の市政に対する関心が高いことがうかがわれます。

この施策の課題

- 市民が求める情報、市民に伝える情報、さらに市民が伝える情報が市政に反映できる双方向のシステムの構築と体制づくりを進める必要があります。
- 市民と行政との情報の共有化を進めるため、広報活動の中心となるホームページや広報紙、ケーブルテレビを活用した行政番組について、分かりやすい情報発信が求められています。
- 市民の多くの意見を行政運営に反映させるため、懇談会や出前講座などを通じて、広く市民の意見を聴くことが求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 情報発信体制の確立

迅速で的確な情報発信ができるように、ホームページ等の情報発信と、IT 関連の情報に関して一元管理された体制づくりや市民からの意見や提言など、市政に反映できる双方向の行政運営に取り組んでいきます。

○ ホームページのリニューアル

ホームページをリニューアルし、見やすい、分かりやすい、検索しやすいページを作成します。あわせて管理体制を見直し、これを維持継続させるとともに外部からの意見を取り入れ、市民目線で利便性の向上を図ります。

○ 広聴事業の強化

個別広聴として「市民の声（Eメール、電話、手紙、ファックスなど）」と、集団広聴として「意見聴取会」「シンポジウム」「パネルディスカッション」「市政バス」などの方法により広く市民の意見や提案を聴取して、より多くの市民の声を市政へ反映させていきます。

《主要施策》

○ 効率的な広報紙の発行

外部委託を含めた広報紙の作成を検討し、また、広報紙の電子配信または通常発行を市民が選択できる仕組みなどを検討して、効率的な広報紙の発行を行います。

○ 行政情報番組の充実

市民に分かりやすい情報番組の制作を行うとともに、放送品質の向上のためにハイビジョン放送設備の整備を行い、市民の番組視聴機会の拡大を図ります。

○ 地域 SNS の活用

地域 SNS「松阪ベルネット」の利便性の向上を図り、インターネットを活用した交流の場としての魅力を高めていきます。

この施策の目標

公正で透明な市政運営を図るとともに、市政の説明責任を果たすため、積極的な情報提供と情報公開を推進し、市政への市民参加・参画を進めます。

また、市が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求による自己情報コントロール権を保障し、個人の権利利益の保護を積極的に推進します。

この施策の現状

- 個人情報の開示請求件数は平成 21 年度で 23 件と、例年請求件数に大きな増減はみられません。請求の多くは市民病院の診療内容に関するものや、住民票などの証明書の発行に関するもので占められており、概ね自己情報の取得のみを目的とした制度利用となっています。
- 公文書公開請求件数は年々増加の傾向が続いており、平成 21 年度に 284 件の請求が行われ、3 年前の約 1.5 倍に達しています。このことから市政情報を取得するための制度利用について、市民等の認識が広まりつつあると考えられます。

この施策の課題

- 市民に分かりやすい情報の提供は、市民のまちづくりへの関心や意識を高めることから、行政は積極的に情報を公開することが求められています。
- 市の業務では個人情報の適正な取り扱いを徹底し、市民等に自己の個人情報の利用や記録内容の確認、さらには訂正、利用停止などの請求により、いわゆる自己情報のコントロール権を保障し、個人の権利利益の保護を積極的に進めていく必要があります。

施策の展開

《重点施策》

○ 総合的な情報提供の推進

市の重要計画の策定過程における情報、進捗状況などを市民に積極的に提供し、市民の行政参加を促進するとともに、防災や公共料金など市民生活に密接に関連する情報を適宜発信していきます。

《主要施策》

○ 審議会等の公開

審議会や委員会などの会議は原則として公開するとともに、会議録を迅速に公表します。

○ 情報公開制度・個人情報保護制度の推進

市民にとって利用しやすい情報公開制度を推進するとともに、個人情報の適正な取り扱いを徹底し、個人の権利利益の保護に努めます。

主担当：税務部／市民税課
 資産税課
 収納課
 総務部／総務課
 財務課

この施策の目標

多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる、効率的で効果的な行政運営のシステムを確立するとともに、市の財政運営の健全性を確保するため、市税等の徴収体制の強化や、遊休未利用地の売却、公有財産を活用した広告収入などにより、自主財源の安定的な確保に取り組みます。

項目	現状 (H22)	目標 (H25)
市税収入	212 億円	215 億円

この施策の現状

- 市税収入は一般会計における歳入の約4割を占める財政の基礎となるものです。税源移譲により地方税の割合は増えていますが、景気の低迷による企業収益の減少、雇用情勢の悪化、個人所得の減少など、税の徴収環境は厳しくなっています。
- 遊休未利用地の売却は平成18年度から一般競争入札を実施していますが、景気低迷による不動産需要の落ち込みや優良物件が限られていることから、入札参加者が少なくなってきました。

この施策の課題

- 税を取り巻く環境は厳しくなっていますが、税負担の公平性と財政運営の健全化の確保のため、職員一人ひとりのスキルアップと専門知識の向上を図り、賦課・徴収が一体となって税収を確保することが求められています。
- 市の施設を利用した広告収入やふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に対する取り組みは、他市などの先進的な事例を調査するなどして、本市にふさわしい制度の構築が求められています。

施策の展開

《重点施策》

○ 税負担の公平性の確保

公平かつ適正な課税を行うとともに、クレジットカードなどを利用した新しい納税手段の検討や、インターネット公売などを積極的に利用して税収確保に取り組み、税負担の公平・公正化を図ります。

○ 遊休未利用地の売却

一般競争入札の実施やインターネット公有財産売却システムを利用し、遊休未利用地の売却を進めます。

《主要施策》

○ 公平かつ適正な課税

地方税制の研究を行い、職員のスキルアップを図ります。また、所得未把握者の調査や現地調査などをより一層充実させ、公平かつ適正な課税を行います。

○ 個人住民税の特別徴収制度の徹底

地方税法に基づく特別徴収制度を徹底し、収納率の向上に努めます。

○ 新たな広告収入の確保

本庁舎へのモニター広告の設置や、エレベーター扉や公用車に広告を掲載することで、新たな広告収入を確保します。

○ ふるさと納税制度の推進

より寄附していただきやすい環境とするために寄附活用事業の見直しを行うとともに、PR方法を再検討のうえ積極的に情報発信することにより、おもに市外在住者からの寄附の獲得に取り組みます。

—松阪地域（本庁管内）の未来の姿—

地域の現状

松阪地域は、市総人口のおよそ7割を占め、本市の経済の中心を担う地域です。地域内は海岸部から山間部にわたって多様な自然環境を有し、多くの地域資源を保有しています。

かつては商工業を中心に発展してきましたが、現在では人口のドーナツ化現象とともに中心市街地も衰退してきているなかで、新しいまちづくりが求められています。

市民意識調査によると、市民の安全・安心と雇用に関する政策へのニーズは前回調査時から引き続いて高く、また中心市街地整備に関する政策へのニーズが高くなっています。

松阪地域を取り巻く社会経済環境は、松阪牛という全国ブランドを除けば、相対的に「中の上」「悪くもなく、とくに良いわけでもなく」というのが統計上の現状です。このことから、市民感覚としても「それなりの安心感」や「危機感の無さ」がうかがわれ、そのことが松阪地域全域の現況にもつながっているのではないかと考えられます。

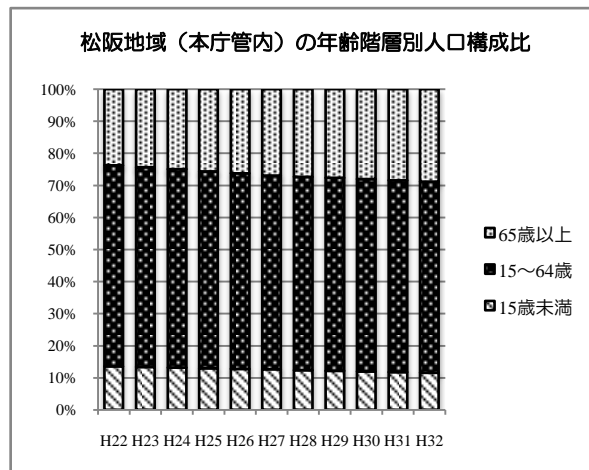
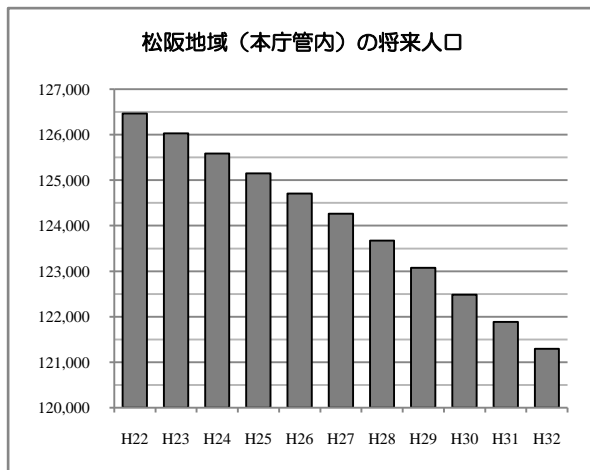
市民意識調査による松阪地域の市民ニーズ

優先順位	政策の項目
1	交通安全対策（3）
2	雇用・勤労者対策（4）
3	防災対策（2）
4	防犯対策（1）
5	市街地・拠点等の整備（17）
6	商業の振興（18）
7	公共交通の整備（9）
8	保健・医療の推進（15）

※重要度が高く、満足度が低い項目
（ ）内は前回調査時の順位

地域の課題

- 地域には歴史、文化、伝統、自然などにおいて活用できる地域の素材は多く存在しているものの、それらをまとめていくキーワードがありません。
- また、世代や性を超えて「このまちに住んで良かった、このまちに住み続けたい」という気持ちを起こさせるには、人々が持つ感性を大切にし、それをまちづくりにつなげることです。ただ「感性」であるがゆえに実体として見えにくいことから、たとえば市民カラーとして「色」で表したイメージ戦略などが必要です。



目指すべき未来の姿

高齢化が進展する地域において、高齢者が生きいきと暮らせるまち、これからの社会を支えていく若い世代が元気に暮らせるまち、さらには松阪地域を訪れる人々にとって魅力あるまちとしたときに、“おおきんな”と“すまんなあ”に象徴される「心」、そしてこれらを支える「命」を大切にすまちづくりを目指します。

- 松阪地域を語るときには歴史や文化、伝統などの要素を抜きに語れません。これらを財産として保存するとともに、新たな価値を付加することが重要であり、地域の人々が共有感と誇りを持つことで「感動」を覚え、そのことで他者にも「感動」を伝え、来訪者もまた「感動」を味わうことができます。
- 命を大切にす心を育み、その命を大切にすることが地域の体質イコール“土壌”となり、ここに住む人たちが「ここに住み続けたい」「このまちで最期を迎えたい」と思えるようになることが、「自分たちのまちだ」という愛情と誇りに結びつきます。市民の命を育むまちづくりを進めることは、どこのまちに住むかを考えるうえで重要なポイントになり、居住人口の増加につながるものと考えられます。

この地域にある豊かな自然や歴史、伝統に裏打ちされた地域資源の存在に感謝し、これらの存在を当たり前のように思うのではなく、これらのものに感謝して、実はその存在が当たり前ではないことを理解することが大切です。また守るのではなく新たな価値を付加して前へ進んでいく戦略が必要です。感謝、感動および感性の視点、すなわち「心」と「命」という視点を大切にし、行政や市民などがそれぞれの役割を果たし、共通の利益を求めて取り組むことが望まれます。

—嬉野地域の未来の姿—

地域の現状

嬉野地域は、地域全体の人口は増加傾向にありますが、宅地開発が進む伊勢中川駅周辺では人口が増加している一方、中山間地域では少子高齢化による人口減少が進んでいます。

市民意識調査によると、市民の安全・安心と雇用に関する政策へのニーズは前回調査時から引き続いて高くなっています。また、福祉に関する政策が高まっています。

合併前の平成7年から旧嬉野町の施策としてソフト事業に力を注いできました。とくに、地域活性化「元気おこし」事業では、多くの自治会が手作り作業によって景観づくりや地域交流活動を行うなど、それぞれが独自の文化や歴史を育むとともに、まちづくりへの気運が高まったといえます。

しかし、過疎・高齢化が進む宇気郷、中郷地区は中山間地域としての活性化事業が必要である一方、中川地区では人口増加にともなって新しいまちづくりが求められており、地区によってさまざまな課題が山積しています。

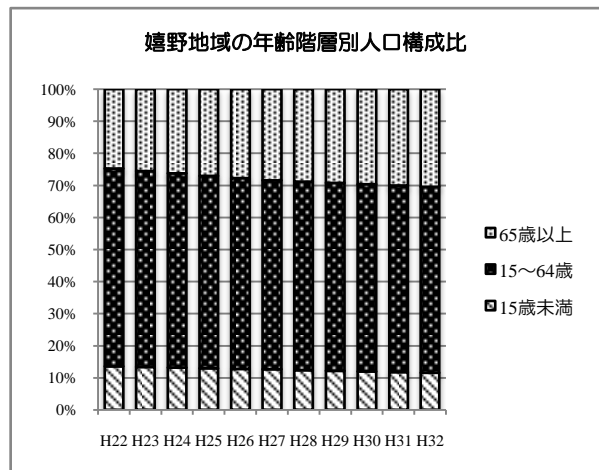
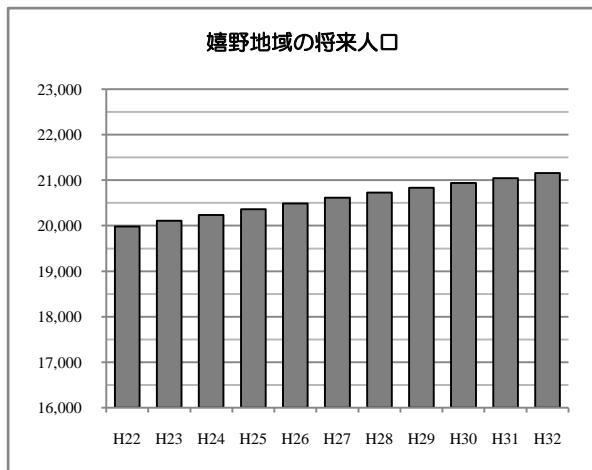
市民意識調査による嬉野地域の市民ニーズ

優先順位	政策の項目
1	防災対策(2)
2	交通安全対策(3)
3	雇用・勤労者対策(8)
4	公共交通の整備(9)
5	防犯対策(1)
6	バリアフリー社会の推進(6)
7	障がい者福祉の推進(10)
8	児童・家庭福祉の推進(14)

※重要度が高く、満足度が低い項目
()内は前回調査時の順位

地域の課題

- 新しく嬉野地域に居住した人が多い中川地区では、向こう隣の人は知らないという、人のつながりが弱く、また若い世代が多いので、「であい」と呼ばれる共同作業等にも参加が少ない状況です。
- 宇気郷、中郷地区では、高齢者世帯が多く、生活面や福祉面での支援が必要となっています。また、獣害がひどく、作物をつくる意欲さえ失われているので、対策が急務とされます。他の地区でも、若い世代の定住が課題であり、農業の後継者不足が懸念されます。
- 住民協議会の設立協議が進むなか、地域住民が主体的・自主的に取り組めるよう、また既設の協議会にはよりスムーズな運営が図られるように、住民一人ひとりの意識改革が必要となっています。



目指すべき未来の姿

清流中村川にふるさとも感じ、郷土を良くしていくという共有した意識を持つことで、各地区の人や場所、モノ、祭り、文化など、点で存在していたものが一本の線となり、ぬくもりとつながりを感じるとともに、未来の子どもが自慢したくなる「ふるさと」づくりを目指します。

○ 地域ぐるみで子育て

好奇心や想像力を持った、大人になっても夢が語れる子どもを地域ぐるみで育て、ずっと地域を大切に育てる子どもを育てていきます。

○ それぞれの世代の居場所づくりと交流

それぞれの世代が集い、語りあう場所や、自由な意思によって活動できる場所をつくりまします。また、異種のグループなどをつなげ、地域の輪を広げるとともに、より効果的な活動に結びつけまします。

○ 地域のビジネスプランと交流

地域の資源を生かした地産製品の開発とブランド化を図り、協働意識とやりがいのあるまちづくりを目指まします。また、ボランティア活動の充実を図りまします。

○ 人材育成

自分たちの力で未来像に向かっていくリーダーを養成するとともに、若い世代が自主的に地域の行事やまちづくりに参加する仕組みづくりを進めまします。また、定年退職者などが持つ技術やノウハウを生かして、地域の自慢となる達人を育てまします。

—三雲地域の未来の姿—

地域の現状

三雲地域は、近年の宅地化にともなって、人口が急激に増加しています。とくに市内では唯一、子どもの人口が増加傾向にあります。核家族世帯の増加とともに、地域における子育ての環境やコミュニティの形成など、地域のまちづくりの状況は変化しています。

市民意識調査によると、公共交通の整備へのニーズが最も高く、市民の安全・安心に関する政策も高くなっています。また、健康や子育てに関する政策のニーズも高まっています。

地域内の平坦な農地では、イチジクをはじめ多様な作物が生産されており、また、海のアオサノリは高い評価を受けています。一方、宅地化による農地の減少が著しく、農地が持つ遊水機能の低下による浸水被害が懸念されています。

また、松浦武四郎や伊勢街道などの歴史・文化遺産の保全や、碧川や海岸等の自然環境といった地域の特性をもとにした住民活動の展開など、地域でできることは地域で計画し、提案、実行しようとする意識が高まりつつあります。

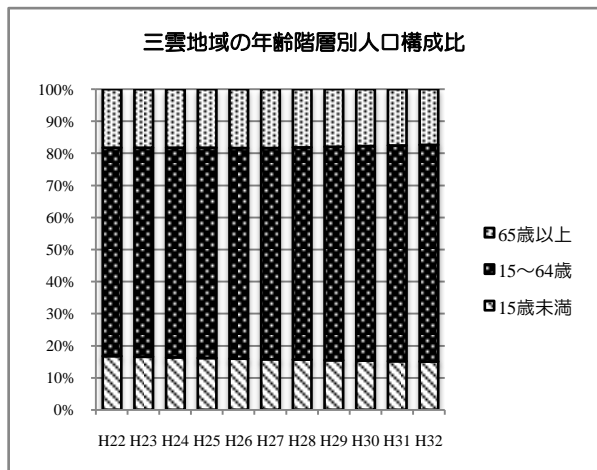
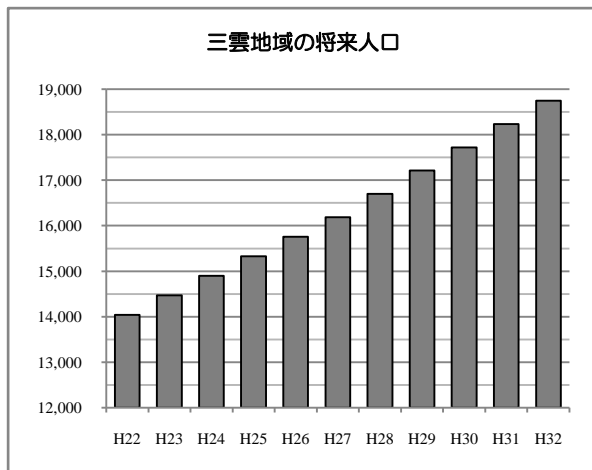
市民意識調査による三雲地域の市民ニーズ

優先順位	政策の項目
1	公共交通の整備（7）
2	保健・医療の推進（11）
3	防災対策（2）
4	交通安全対策（4）
5	防犯対策（3）
6	雇用・勤労者対策（8）
7	道路・港湾等の整備（10）
8	児童・家庭福祉の推進（15）

※重要度が高く、満足度が低い項目
（ ）内は前回調査時の順位

地域の課題

- 住民の自主的な活動による地域づくりを目指すには、住民に対する一層の支援が必要です。
- 幼稚園や学童保育など、さまざまな子育て支援や、子育てに関する情報を発信するとともに、地域社会全体で子どもを守り育てるための仕組みづくりが必要です。
- 地域住民との対話を通じて土地利用計画の形成を図るとともに、土地利用計画と連動した農地の保全や漁業環境の整備など、農水産業への支援が必要です。
- 公共交通が不足している状況にあるため、新たな地域公共交通を求める声が高まっています。



目指すべき未来の姿

地域の歴史や伝統、文化、環境など多様な地域資源や特性を活用して「住みたい、訪れたい」地域づくりを進めるとともに、「地域の誇り」が持てる一体感のあるまちづくりを目指します。また、地域住民の自発的な活動などと連携しながら、同時に住民ニーズの的確な把握に努めた地域づくりを進めます。

○ 農業・漁業の後継者支援

農業では、学校給食における地産地消を推進するとともに、遊休農地化の防止に向けた取り組みを通じて、後継者の確保を図ります。また漁業では、生産環境の整備を通じて後継者の育成を図るとともに、特産品のブランド化への支援を行います。

○ 住民協議会活動および地域内の子育て支援システムへの積極的な支援

住民の自主的な活動を促すとともに、地域全体で子どもを守り育てるための仕組みづくりを進め、地域の課題を地域住民が支えあいながら解決していけるよう目指します。

○ 個性豊かな地域づくりの推進

自然環境や文化財の保護と伊勢街道を保全し、「武四郎まつり」「碧川周辺における住民活動」など、地域の個性を生かした住民活動を支援します。

○ 都市計画区域の形成

地域住民の声を聞きながら都市計画区域の形成を図るとともに、地域の特性を生かした土地利用を進めます。

○ コミュニティバスシステムの構築

公共交通空白地域の住民と連携し、地域の実情に応じた地域公共交通の整備を行うことで、地域への人の流れを活発にし、地域経済や交流といった付加価値を与えることを目指します。

—飯南地域の未来の姿—

地域の現状

飯南地域は、87%を森林が占めている中山間地域であり、少子高齢化等によって過疎化が進んでいます。少子高齢化の進展や若者の都市部への流出により地域の活力の低下が顕著で、その傾向は年々大きくなっています。そのため、将来において、人と人とのつながりや地域における連帯感がますます希薄化し、地域コミュニティの中で醸成されるべき相互秩序の機能が十分働かなくなることが危惧されています。

また、基幹産業である林業や茶業は、従事者の高齢化や獣害等による生産性の低下が深刻化しています。

市民意識調査によると、少子化と働く世代の減少にともなって、雇用に関する政策へのニーズが依然として高い状況にあります。また、高齢化が進むなかで、公共交通や健康へのニーズも高まっています。

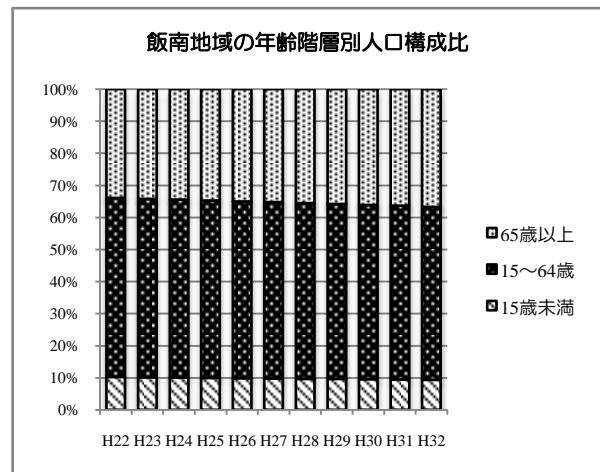
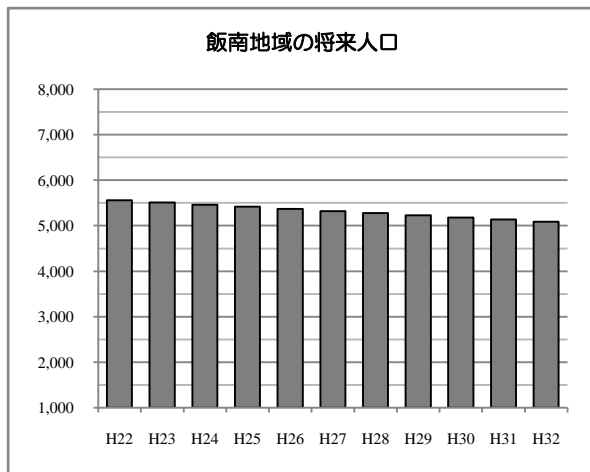
市民意識調査による飯南地域の市民ニーズ

優先順位	政策の項目
1	雇用・勤労者対策（1）
2	公共交通の整備（5）
3	保健・医療の推進（6）
4	商業の振興（21）
5	防災対策（3）
6	交通安全対策（9）
7	自然環境の保全（11）
8	市街地・拠点等の整備（22）

※重要度が高く、満足度が低い項目
（ ）内は前回調査時の順位

地域の課題

- 高齢者に対する支援、防災・防犯など住民生活に直結する問題については、住民が互いに協力し、助けあいながら、地域自らの手で解決していくことが求められていますが、その中心的役割を担うべき若者の都市部への流出を食い止めるとともに、地域外から若者を呼び込み、この地で定住できるような体制づくりが必要です。
- 農林業従事者の高齢化は耕作放棄地の増加や森林の荒廃へとつながり、また増加する獣害とあわせて、生産性の低下と従事者の減少が懸念されていることから、これらの課題への対応が必要です。



目指すべき未来の姿

住民生活に影響を与えるさまざまな課題への対策や配慮を行うため、担い手となる若者の定住を促進し、地域の活力を取り戻すとともに、恵まれた地域資源を活かし、その価値を高めることで雇用の創出につなげていき、「若者と高齢者が共存できるまちづくり」を目指します。

- 少子高齢化等による地域活力の低下を防ぐため、保育園から小・中・高校まで同じ地域で教育を受けられるという恵まれた環境を生かして、地域外から若者を呼び込み、この地で定住できるよう住宅整備等の体制づくりを進めるとともに、これらの教育施設と地域との連携を深め、地域の見守り・関わりの中で子どもを育て、地域の活性化へとつなげる互恵的な関係を築いていきます。
- 人口減少にともなって増加している空き家の有効活用を進めるため、住民協議会と協働して空き家情報の収集・提供等について検討し、若者定住住宅としての利活用を進めます。
- 高齢化により従事者の減少が続く農林業は、耕作放棄地の発生を防止するために鳥獣害対策を進めるとともに、生産基盤の整備を行い、安定した経営の推進を図ることによって若年従事者の確保を目指し、若者定住促進につなげていきます。
- 新たな雇用を創出し若者の定住を促進していくため、地域の素材を活かした特産物の振興により、農林業の生産性の向上と流通・消費拡大に取り組むことで、地域の活性化を目指します。

—飯高地域の未来の姿—

地域の現状

飯高地域は、市域の3分の1を占める広大な面積を有し、その95%が森林という典型的な中山間地域で、少子高齢化、産業構造の変化にともない、とくに林業、農業、建設業の衰退で地域社会の活力が極端に低下しています。

また、かつての台風による被害を教訓に、災害に強い安全なまちづくりを目指し、防災、治山治水事業、道路整備、情報の伝達施設等の整備に精力的に取り組んできましたが、まだ万全ではありません。福祉医療関係では、救急医療や高齢者等の交通手段の問題が深刻化しています。

先人が守ってきた森林は荒廃が進み、農地は後継者不足や獣害被害により、耕作放棄地が多々みられるようになってきました。ひいては、集落維持にも支障をきたし、消滅の危機にもなっています。

市民意識調査によると、少子化と働く世代の減少にともなって、雇用に関する政策へのニーズが依然として高い状況にあります。また、高齢化が進むなかで、公共交通や健康へのニーズも高まっています。

市民意識調査による飯高地域の市民ニーズ

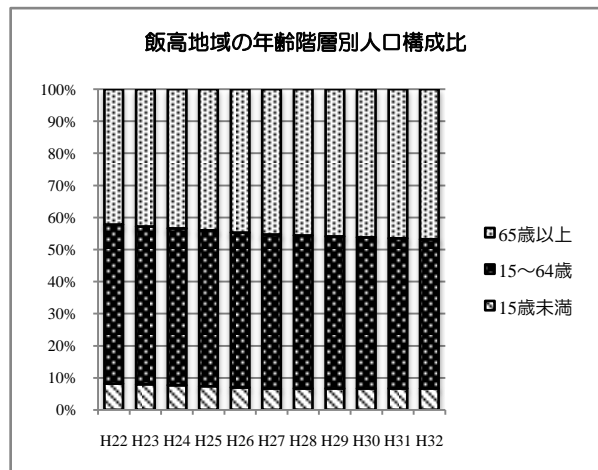
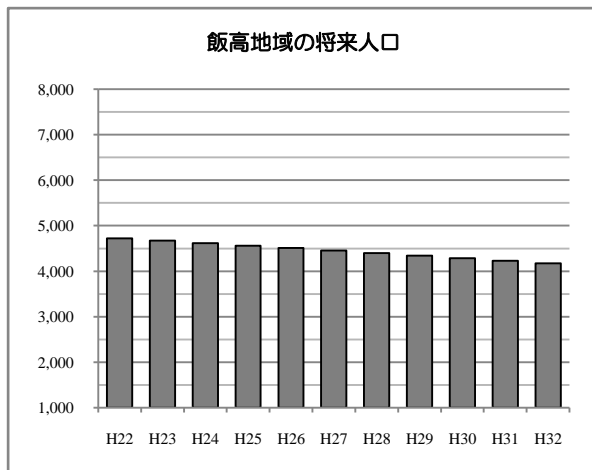
優先順位	政策の項目
1	雇用・勤労者対策（1）
2	公共交通の整備（5）
3	保健・医療の推進（6）
4	商業の振興（21）
5	高齢者福祉の推進（3）
6	農林水産業の振興（9）
7	障がい者福祉の推進（11）
8	防災対策（22）

※重要度が高く、満足度が低い項目
（ ）内は前回調査時の順位

地域の課題

○ 地域の魅力を生かし、生きいきと暮らしていくためには、住民協議会の充実、高齢者等の生きがいづくり、歴史・文化・豊かな自然等の次世代への継承等のため地域力の育成が必要であるとともに、地域資源の活用による地域振興と働く場の確保も必要です。

○ 健やかで安心して暮らせる地域を確立するために、生活基盤の整備が必要です。



目指すべき未来の姿

変わることのない広大な自然を背景に、今以上に手を携えながら山里を守っていくため、『自然と人の営みが調和し、いきいきと暮らせるまちづくり』を目指します。

住民がこれまで積み重ねてきた「地域の素晴らしさ」「地域のあたたかさ」を次世代へつなげていくとともに、飯高地域に住みたい、飯高地域に住んでよかったと実感できる地域づくりを進め、地域の声を政策に反映し、資源を活用した個性あるまちづくりを進めます。

○ 中山間地の魅力を生かした暮らしができる地域力の育成

中山間地の魅力を生かすため、住民協議会を通じた活動の充実と地域を担う人の育成、高齢者の生活支援と生きがいつくり、地域資源の次世代への伝承、地域の担い手となる若者の定住促進などを図り、地域が持つ地域力を向上させていきます。

○ 中山間地の特性を生かした働く場の確保

地域資源を活用した地域産業の活性化や観光の振興を行うとともに、それらを通じて働く場の確保を図ります。

○ 安全で安心して快適に暮らせる基盤づくりの推進

住民の安全・安心な生活を目指し、福祉や教育、公共交通などの生活基盤の整備を進めます。



松阪市の鳥 ウグイス

附属資料

1 総合計画策定の経緯

年月	事項	内容
21.2～3	事前勉強会	総合計画の策定に向けて、三重中京大学地域社会研究所と市担当職員で事前勉強会を実施。(計4回)
21.7～22.3	総合計画研究会	三重中京大学地域社会研究所と市担当職員で研究会を実施。現行の総合計画の評価や事例研究を行い、総合計画の策定に向けた基本方針を提言。(計9回)
21.9～22.9	各地区地域審議会	管内別に設置されている地域審議会にて、「地域らしさ」をテーマとした地域づくりについて協議。(各6回、延べ30回開催)
21.9	松阪市民意識調査	市民3,000人を対象に実施し、1,506人から回答。
21.12～22.3	みんなで描く「松阪の未来」会議	市民公募による35名の委員で構成し、3つのテーマでグループ討議を行い、提案報告会で発表。
22.10	総合計画地域懇談会	市民の幅広い意見や、地域固有の課題等を総合計画に反映するため、各管内で開催。(計5回)
22.11～23.1	松阪市総合計画審議会	市長からの諮問を受けて計4回開催し、市長に答申。
23.1	ホームページ等での意見募集	基本構想の試案について、ホームページ等を通じて市民から意見・提案等を募集。
23.3	議決	松阪市議会にて総合計画基本構想を原案どおり可決。
23.3	愛称募集	多くの市民に関心を持ってもらえるよう、親しみのある愛称を募集。

2 松阪市総合計画審議会

1 松阪市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市政戦略部戦略経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第15号抄)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 松阪市総合計画審議会委員名簿（五十音順、敬称略）

役 職	名 前	選出団体・分野等
会 長	村 林 守	三重中京大学
副会長	橋 村 三重子	松阪市地区人権擁護委員会
委 員	伊 藤 泉	松阪市 PTA 連合会
//	伊 藤 末 治	三雲地区地域審議会
//	塩 谷 明 美	松阪子ども NPO センター
//	大 津 未来生	連合三重松阪多気地域協議会
//	大 西 雅 幸	松阪飯南森林組合
//	大 橋 純 郎	松阪漁業協同組合
//	勝 田 茂 樹	みんなで描く「松阪の未来」会議
//	楠 木 ひろみ	三重中京大学
//	久 瀬 宰	掃水まちづくり協議会
//	志 田 幸 雄	松阪地区医師会
//	鈴 木 三千夫	朝見まちづくり協議会
//	世 古 佳 清	松阪市障害者団体連合会
//	芹 澤 高 斉	三重中京大学
//	高 橋 好 之	松阪青年会議所（H23.1.11～）
//	田 上 勝 典	松阪市社会福祉協議会
//	田 中 宏 樹	みんなで描く「松阪の未来」会議
//	田 畑 辰 夫	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（H22.12.24～）
//	寺 本 博 美	松阪地区地域審議会
//	富 田 求	松阪農業協同組合
//	中 井 均	松阪商工会議所
//	中 山 一 男	飯南地区地域審議会
//	中 山 翼	三重中京大学
//	西 井 聡	松阪青年会議所（～H23.1.11）
//	西 出 紀 生	松阪市自治会連合会
//	馬 場 栄一郎	松阪市老人クラブ連合会
//	藤 村 実 穂	みんなで描く「松阪の未来」会議
//	古 市 仁	松阪国際交流協会
//	細 川 真理恵	三重中京大学短期大学部
//	松 下 正 一	松阪警察署
//	松 本 順	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（～H22.12.24）
//	宮 村 英 史	松阪市商店街連合会
//	山 本 恭 嗣	嬉野地区地域審議会
//	山 本 真 帆	松阪市観光協会
//	横 井 靖	飯高地区地域審議会
//	米 山 哲 司	松阪市市民活動センター

松阪市総合計画審議会
会 長 村 林 守 様

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市総合計画について（諮問）

松阪市総合計画の策定にあたり、基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

平成 23 年 1 月 28 日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市総合計画審議会
会 長 村 林 守

松阪市総合計画について（答申）

平成 22 年 11 月 19 日付け 10 松戦第 000578 号をもって諮問のあった、松阪市総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、市民の視点から、もしくは専門的な視点から審議を重ねた結果を次のとおり答申します。

記

1 計画の背景および策定過程について

今回の総合計画は、合併から 6 年が経過するなかで、急速な時代の流れによる行政課題の多様化を背景とするとともに、住民協議会の設立という、地域と行政との新しい協働の仕組みの構築が進められているなかで、策定されてきました。

その過程において、各地区地域審議会や「みんなで描く『松阪の未来』会議」、市民意識調査をはじめ、市民の幅広い声の反映に努めてこられたことについて高く評価します。

2 基本構想の見直しについて

現行の「松阪市総合計画」は、計画期間を平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とし、本年度は前期基本計画が終了することから、総合計画の見直しを図るものです。

しかし、総合計画の策定からの5年間に社会経済環境は急激に変化し、市民や地域の課題は多様化していることから、現行の基本構想では時代に即した柔軟な対応を図ることが困難であると考えられます。また、現行の総合計画は合併時に新市建設計画をベースに策定されましたが、合併から6年が経過したなかで、松阪市全体の方向性が十分に示されているとはいえない状況です。

このような事情を踏まえて、市当局から基本構想を含めて総合計画の抜本的な見直しを図りたいとの提案がありましたが、当審議会としても現状に即した新しい総合計画の策定が必要であると考えます。

3 総合計画の計画期間について

これまでの総合計画は、基本構想を10年、基本計画を前後期それぞれ5年、実施計画を3年ローリング方式としてきましたが、近年では経営的な視点から、目標と課題、手段がはっきりと明記された戦略的な総合計画が求められています。また、近年における選挙はマニフェストを掲げて臨むことが一般化してきたなかで、市民の選択を市政に生かすという観点からも、総合計画をより実効的な計画としていく必要があります。

そのため、基本計画を市長の任期に合わせた4年とすることについては妥当であると考えます。基本構想について概ね10年先の平成32年度を目標年度としながら任期ごとに見直すとしている点については、その考え方を十分に整理する必要があると考えます。

4 計画案全体について

本審議会に示された基本構想(案)および基本計画(案)については、細部についてさらに検討を要するとしても、全般的には概ね適当であると評価します。

松阪市の将来像は「市民みんなが幸せを実感できるまち」とし、みんながともに市民すべての「幸せ」を願いながら、まちづくりを進めていくこととされましたことは、高く評価します。

今回の計画では、6つのキーワードをもとに政策が立てられ、政策分野でとらえた「単位政策」と、5つの旧市町ごとの「地域政策」として政策が記述されています。

「単位政策」については、「医療・福祉」など6本の政策にまとめられています。基本計画の中では42本の施策としてまとめられました。その内容は、細部についての検討は残るものの、概ね妥当であると評価します。

「地域政策」は、旧市町単位で設置されている各地区地域審議会での協議をもとに作成されていますが、将来的には住民協議会などを通じて、地域の住民団体などが連携して「個性ある地域づくり」を進めるという考えから記述されたもので、今回の総合計画の大きな特徴のひとつになっており、この考え方は、当審議会としても高く評価するものです。住民協議会の位置づけや市行政の支援策を明確にし、地域の主体性のもとに「地域の未来の姿」を明らかにし、それぞれの個性が輝く地域づくりを進めるよう期待します。

5 計画推進段階で留意すべきこと

策定後の進行管理にあたっては、次の事項に留意するよう求めます。

(1) 計画を市民と共有するための分かりやすい広報について

今回の総合計画は、自立した市民と市が協働してまちづくりを進めるという考え方を

ベースに策定されたものと理解しています。

今後、市民みんながまちづくりに関わるようにするためには、策定後の計画を広く共有する必要があります。だれもが読みやすく、また理解しやすく、インパクトのある方法で、市民に広報されることを求めます。また、計画の名称についても、市民の意見を反映し、市民が親しみの持てる名称にすることが望まれます。

(2) 市民参画と「開かれた市政」について

市民と協働でまちづくりを進めるためには、「開かれた市政」を徹底し、市は市民に対して積極的な情報提供を行うとともに、市民の幅広い意見を積極的に計画の実行に反映させていく必要があります。

また、計画の進行管理においては、積極的な市民の参加を促すとともに、市民とともに計画のチェックが可能な体制の構築を図り、市民の目線に立った行政運営を推進することが求められます。

さらには、市と市民や団体の間で、それぞれの関わり方や役割分担を明確にしながら、ともに計画を推進していくことが望まれます。

(3) 評価システムの構築について

今回の審議にあたって現行計画の進捗状況とその評価についての説明を求めたところ、現在は基本構想および基本計画の進捗を管理するための評価システムが存在していないとのことでした。

新たな総合計画が策定され、実行に移されたのちは、市職員が責任と緊張感をもってその推進にあたるとともに、その結果を市民に広く公表し、不断の改善に努めていく必要があります。

そのためには、政策サイクルに従った適切な評価システムを構築し、総合計画の推進を基軸とした市政の経営システムの一環とすることが必要であると考えます。

それによって単年度ごと、計画期間ごとに結果を明確にすると同時に、計画期間内であっても硬直的にならず、柔軟に時代の変化などに対応していけるような運営とすることが肝要であると考えます。

(4) 部局間の連携について

基本計画における各政策が部局単位で記述されていることは、それぞれの部署の責任を明確にしたものとして評価できます。

しかしながら、市民の側からみればそれぞれの部局や政策は相互に連携しながら市民の幸せを支えているものですので、計画の推進においては、関係する部局間の連携を密にし、従来の縦割りから横の繋がりを明確にした事業展開を進めていくよう強く要請します。

6 意見等の計画への反映について

策定過程で寄せられた意見や要望については、現時点において反映できていないもの、継続的な検討事項となったものについても、今後、施策を展開する過程で対応するなど、取り組んでいくよう要請します。

3 みんなで描く「松阪の未来」会議

1 みんなで描く「松阪の未来」会議要綱

(平成 21 年 9 月 17 日 松阪市告示第 285 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市総合計画の試案を市民と行政の協働により策定し、生活者起点の総合計画とするための「みんなで描く『松阪の未来』会議」(以下「会議」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について話し合いを行う。

- (1) 総合計画試案の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(会議の構成)

第 3 条 会議は、委員、コーディネーター及び関係する市職員で構成する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者から 35 人程度で組織する。

- (1) 市内在住の者から公募し、市長が選任する者
 - (2) 松阪市総合計画試案作成会議常任委員会(以下「常任委員会」という。)が指名し、市長が認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日又は任命の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員は、会議に参加し、会議で取り上げたテーマに関して委員と関係する市職員で互いに意見交換しながら松阪市総合計画試案作成に関する提案を常任委員会に行う。

(コーディネーター)

第 5 条 会議のコーディネート業務について、松阪市と学校法人梅村学園との間で業務委託契約を結び、会議の運営を委託するものとし、当該業務を行う者をコーディネーターという。

- 2 コーディネーターは、会議の進行及び運営に携わる。
- 3 コーディネーターは、会議の内容によって助言及び指導を行う。

(会議)

第 6 条 会議は、全体会議及び分野別会議で構成する。

- 2 会議には、必要に応じ、第 3 条に定める構成員以外の者に出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 3 全体会議は、常任委員会で会議の内容及び運営に関して協議し、常任委員会の会長が召集する。
- 4 松阪市総合計画試案作成検討委員会(以下「検討委員会」という。)は、常任委員会の会長の命を受け、全体会議の内容及び運営に関し必要な事項を検討することができる。
- 5 分野別会議は、松阪市総合計画試案作成会議専門部会(以下「専門部会」という。)で会議の内容及び運営について協議し、専門部会の会長が召集する。
- 6 検討委員会は、専門部会の会長の命を受け、分野別会議の内容及び運営に関し必要な事項を検討することができる。

(委員等に対する報償)

第7条 委員及び前条第2項に定める者が前条の会議に出席したときの謝礼金は、予算の範囲内で支給する。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、総合政策部政策課が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 みんなで描く「松阪の未来」会議委員名簿 (五十音順、敬称略)

<Aグループ>

テーマ:「市民とともにつくる松阪」

グループ長:勝田茂樹

副グループ長:田中正浩

委員:天野雅仁、佐藤道廣、鈴木博、高橋範子、
中津龍司郎、中村幸雄、野田宰治、前田多香子、
松本光由

コーディネーター:村林守(三重中京大学現代法経学部教授)

<Bグループ>

テーマ:「いのちと子どもを大切にする松阪」

グループ長:田中宏樹

副グループ長:宗正いぶき

委員:上達和恵、内田定昭、岡田晴夫、奥井隆雄、
川合直子、中谷シゲ子、山口修、横井秀樹

コーディネーター:大森達也(三重中京大学現代法経学部教授)

<Cグループ>

テーマ:「にぎわいあふれ、くらしやすい松阪」

グループ長:藤村実穂

副グループ長:梅本治

委員:伊藤公、稲垣寿、柴田実、瀬古正夫、
中村純、中村伸太郎、西口武、牧野幸治、
宗正浩二、森勝己、山本薫、弓矢真知子

コーディネーター:寺本博美(三重中京大学現代法経学部教授)

3 みんなで描く「松阪の未来」会議の開催状況

第1回 全体会議

日 時：平成21年12月23日（水）午前9時30分～午後12時20分
場 所：松阪市役所 5階正庁
内 容：委員の委嘱、会議の概要説明、第2回以降のグループ分け

第2回 全体会議、分野別会議

日 時：平成22年1月16日（土）午前10時～午後12時45分
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：[全体会議] 委員の委嘱
[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

第3回 分野別会議

日 時：平成22年2月7日（日）午前10時～午後12時30分
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：3つのグループに分かれてグループ討議

第4回 分野別会議

日 時：平成22年2月27日（土）午前10時～午後12時20分
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか
内 容：3つのグループに分かれてグループ討議
提案報告会に向けた準備、意見のまとめ

第5回 提案報告会

日 時：平成22年3月22日（月）午後2時～午後4時30分
場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール
内 容：グループごとにまちづくりの提案を発表し、市長に提案書を提出

「市民みんなの道標」^{みちしるべ} ～未来につなげるまちづくり計画～

■発行日／平成 23 年 6 月

■発行／三重県松阪市

■編集／松阪市市政戦略部戦略経営課

〒515-8515

三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL：0598-53-4319

FAX：0598-26-4030

E-mail：sen.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市 HP：http://www.city.matsusaka.mie.jp/

